

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年5月31日
【事業年度】	第7期(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
【会社名】	株式会社ベイカレント・コンサルティング
【英訳名】	BayCurrent Consulting, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阿部 義之
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 虎ノ門ヒルズ森タワー9階
【電話番号】	(03)5501-0151(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 兼 管理本部長 中村 公亮
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 虎ノ門ヒルズ森タワー9階
【電話番号】	(03)5501-0151(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 兼 管理本部長 中村 公亮
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

当社は、日本基準に基づいて財務諸表を作成しておりますが、第1期より国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に基づいた財務諸表も作成しているため、IFRSに基づく経営指標等も参考情報として記載しております。

## 日本基準に基づく経営指標等

回次	日本基準				
	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	2017年2月	2018年2月	2019年2月	2020年2月	2021年2月
売上高 (百万円)	17,176	20,424	23,991	32,917	42,828
経常利益 (百万円)	2,136	3,184	3,506	7,102	12,596
当期純利益 (百万円)	1,154	1,986	2,203	5,010	9,113
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	149	149	282	282	282
発行済株式総数 (株)	15,470,000	15,470,000	15,541,141	15,541,141	15,541,141
純資産額 (百万円)	10,621	11,456	12,442	16,606	24,502
総資産額 (百万円)	22,809	23,113	23,167	29,097	38,173
1株当たり純資産額 (円)	686.20	750.20	818.52	1,088.56	1,598.34
1株当たり配当額 (円)	30.00	40.00	55.00	90.00	170.00
(うち、1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(25.00)	(30.00)	(55.00)
1株当たり当期純利益 (円)	74.72	130.52	143.89	329.81	595.63
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	73.39	128.29	142.77	327.95	593.71
自己資本比率 (%)	46.5	49.6	53.7	57.1	64.2
自己資本利益率 (%)	11.6	18.0	18.4	34.5	44.3
株価収益率 (倍)	15.9	25.5	23.1	19.5	36.0
配当性向 (%)	40.2	30.6	38.2	27.3	28.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,471	3,230	2,593	7,398	11,441
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	50	372	117	107	364
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,152	2,200	2,627	2,248	2,810
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	2,478	3,136	2,985	8,028	16,295
従業員数 (人)	1,194	1,358	1,531	1,839	2,161
株主総利回り (%)	102.5	286.5	291.6	561.6	1,841.8
(比較指標：TOPIX(配当込み)) (%)	(120.9)	(142.2)	(132.2)	(127.3)	(161.0)
最高株価 (円)	1,999	3,670	4,440	8,480	22,500
最低株価 (円)	808	1,156	1,940	3,210	3,775

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、2016年9月2日付で、当社普通株式は東京証券取引所マザーズに上場したため、新規上場日から当事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
5. 従業員数は就業人員であります。なお、平均臨時雇用人員については、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
6. 第5期の最高株価及び最低株価は、2018年12月3日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。  
第6期以降の最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
7. 2016年3月7日開催の取締役会決議により、2016年4月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
8. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第6期の期首から適用しており、第5期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
9. 第5期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第3期及び第4期についても百万円単位に変更しております。

(参考情報)

IFRSに基づく経営指標等

回次	IFRS				
	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	2017年2月	2018年2月	2019年2月	2020年2月	2021年2月
売上収益 (百万円)	17,188	20,438	24,294	32,978	42,873
税引前利益 (百万円)	3,098	4,053	4,386	7,976	13,477
当期利益 (百万円)	2,097	2,866	3,103	5,912	10,014
当期包括利益 (百万円)	2,097	2,866	3,103	5,912	10,014
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	149	149	282	282	282
発行済株式総数 (株)	15,470,000	15,470,000	15,541,141	15,541,141	15,541,141
資本合計 (百万円)	13,182	14,906	16,582	21,448	30,018
資産合計 (百万円)	25,699	27,025	28,003	35,241	46,003
1株当たり資本合計 (円)	852.11	976.41	1,091.08	1,405.99	1,958.09
1株当たり配当額 (円)	30.00	40.00	55.00	90.00	170.00
(うち、1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(25.00)	(30.00)	(55.00)
基本的1株当たり当期利益 (円)	135.76	188.36	202.72	389.09	654.54
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	133.97	185.16	201.15	386.90	652.43
自己資本比率 (%)	51.3	55.2	59.2	60.9	65.3
自己資本利益率 (%)	17.4	20.4	19.7	31.1	38.9
株価収益率 (倍)	8.7	17.7	16.4	16.6	32.8
配当性向 (%)	22.1	21.2	27.1	23.1	26.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,471	3,230	2,509	7,976	12,135
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	50	372	117	107	364
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,152	2,200	2,543	2,826	3,504
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	2,478	3,136	2,985	8,028	16,295
従業員数 (人)	1,194	1,358	1,531	1,839	2,161
株主総利回り (%)	102.5	286.5	291.6	561.6	1,841.8
(比較指標：TOPIX(配当込み)) (%)	(120.9)	(142.2)	(132.2)	(127.3)	(161.0)
最高株価 (円)	1,999	3,670	4,440	8,480	22,500
最低株価 (円)	808	1,156	1,940	3,210	3,775

(注) 1. 当社はIFRSに基づいて財務諸表を作成しております。

2. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3. 売上収益には、消費税等は含まれておりません。

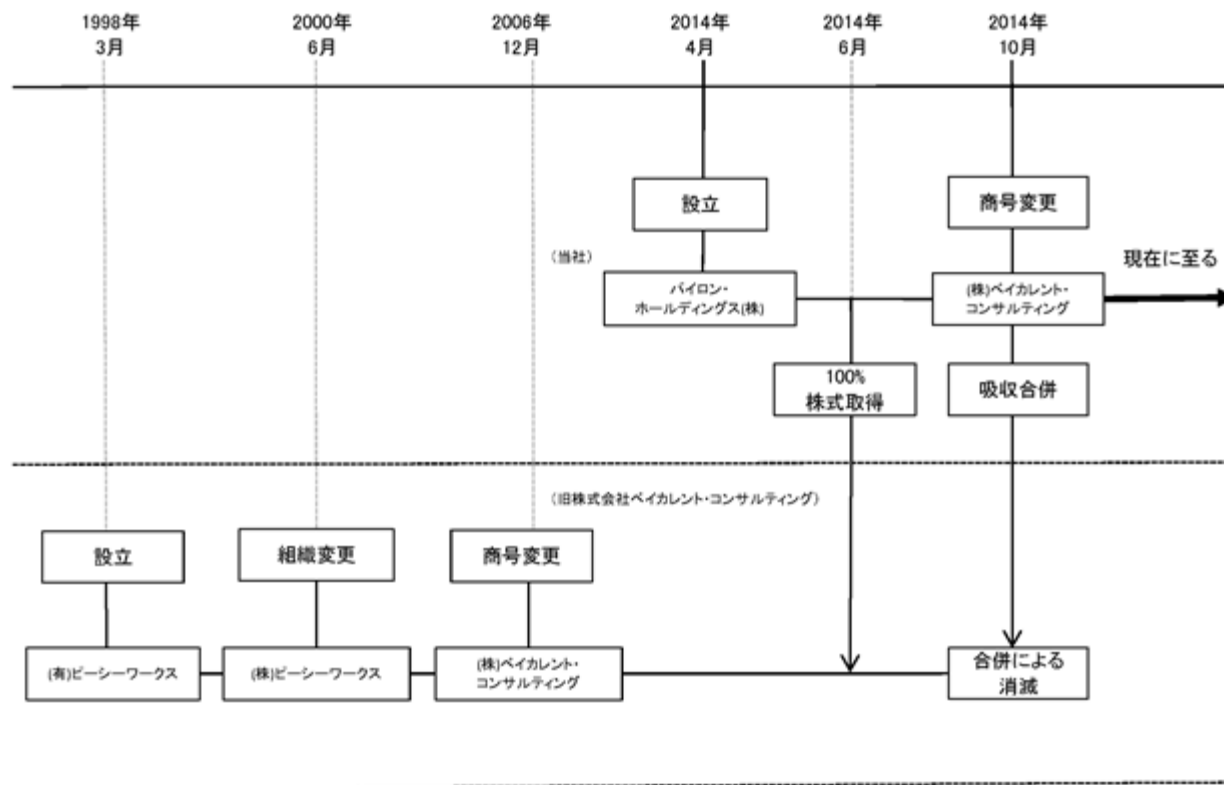
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員であります。なお、平均臨時雇用人員については、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
6. 第5期の最高株価及び最低株価は、2018年12月3日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。  
第6期以降の最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
7. 2016年3月7日開催の取締役会決議により、2016年4月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益を算定しております。
8. 第5期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第3期及び第4期についても百万円単位に変更しております。

## 2【沿革】

当社は、2014年4月18日、当社の実質的な存続会社である株式会社ベイカレント・コンサルティング（以下、「旧株式会社ベイカレント・コンサルティング」という。）の創業者が保有する旧株式会社ベイカレント・コンサルティングの株式を当社経営陣に譲渡することを目的としたマネジメント・バイ・アウト（MBO）を実施するため、ファンドによる出資受入れの受皿会社として、パイロン・ホールディングス株式会社の商号で設立されました。その後、当社は、2014年6月6日に旧株式会社ベイカレント・コンサルティングの全ての株式を取得して完全子会社化し、2014年10月1日に旧株式会社ベイカレント・コンサルティングを吸収合併したことで営業活動を全面的に継承すると同時に、株式会社ベイカレント・コンサルティングに商号変更して、現在に至っております。

当社の変遷は、下図のようになります。



以下におきましては、当社及び、当社の実質上の存続会社である旧株式会社ベイカレント・コンサルティングの沿革を記載しております。

## &lt; 当社の沿革 &gt;

年月	概要
2014年 4月	パイロン・ホールディングス株式会社を設立（東京都港区）。
2014年 6月	旧株式会社ベイカレント・コンサルティングの全株式を取得して、同社を完全子会社とする。
2014年10月	旧株式会社ベイカレント・コンサルティングを吸収合併し、同日、株式会社ベイカレント・コンサルティングに商号変更。
2016年 9月	東京証券取引所マザーズに株式を上場。
2018年12月	東京証券取引所市場第一部へ市場変更。

## &lt; 旧株式会社ベイカレント・コンサルティング（実質上の存続会社）の沿革 &gt;

年月	概要
1998年 3月	経営・業務とITに関するコンサルティング、システムインテグレーション及びアウトソーシングを事業目的とした、有限会社ピーシーワークスを設立（神奈川県藤沢市）。
2000年 6月	有限会社ピーシーワークスが株式会社ピーシーワークスに組織変更。
2002年 3月	本社を東京都新宿区に移転。
2006年12月	株式会社ピーシーワークスから株式会社ベイカレント・コンサルティングへと商号変更。
2014年 6月	パイロン・ホールディングス株式会社が当社株式を全部取得して、当社はパイロン・ホールディングス株式会社の完全子会社となる。
2014年 8月	本社を東京都港区に移転。
2014年10月	パイロン・ホールディングス株式会社が当社を吸収合併し、消滅会社となる。

### 3【事業の内容】

当社は、企業の経営・業務・ITに関する知見を有するコンサルタントを擁し、あらゆる業界の企業経営者を支援するための戦略立案からビジネスプロセス改革、そして実行までの一連のサービスをワンストップで提供している総合コンサルティングファームです。当社が提供するサービスは、当社コンサルタントがクライアント先に適宜常駐する「共同検討スタイル」によって、クライアント固有の企業風土・価値観を共有し、真のパートナーとしてサービスを提供しております。

なお、当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりませんが、当社の特徴、主たるサービス内容は以下のとおりであります。

#### (1) サービスを提供する体制の特徴

当社は、特定の企業や系列グループに所属していない国内独立系の総合コンサルティングファームであることから、クライアントのニーズや時勢の変化に応じた柔軟な意思決定を行うことができます。この柔軟な意思決定を最大限に活かすため、コンサルタントのキャリアや業界に限定されない「ワンプール」体制を設けることによって、クライアントが求めるニーズと人材をマッチングした柔軟なプロジェクトチームを編成することができます。さらに、クライアントの経営課題を確実に解決できるまで実行し、伴走していく「ハンズオン」型でサービスを提供しており、これらによって、品質の維持向上に専念した高品質なサービスの提供を追求できます。

また、当社は、営業活動に特化した組織を設けることによって、クライアントのニーズに応じた提案をし、短期・長期のプロジェクト、案件の内容や規模に拘らない継続的な受注へと繋げることで、長期安定的な収益を得ながら、高付加価値な戦略決定に関する支援サービスを提供することができます。

#### (2) 採用・育成体制の特徴

当社は、高付加価値なサービスを提供するために、多様なフィールドで活躍できる優秀なコンサルタントを採用する組織体制を設けることによって新卒採用・中途採用ともに積極的に実施しております。また、当社の業務内容は、高度な専門性を求められるため、専門領域別の研修やコンサルタント上位職による社内研修等の教育制度の充実に努めながら、当社の「ワンプール」体制を最大限に活かし、業界や領域を限定することなく、個々の適性やキャリアの考え方に応じてプロジェクトに従事し、得意領域や専門分野を見出しながら、徐々に難易度の高いプロジェクトに参画することでサービスの高付加価値化を追求することができます。

#### (3) 主たるサービス内容について

提供するサービスの概要

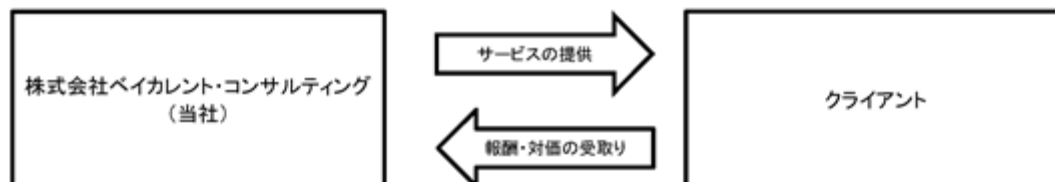
- ・ トップマネジメントの意思決定サポートや課題を解決するため各種支援（全社戦略・事業戦略立案等）を行います。
- ・ 事業戦略を実行する各業界の大手クライアントの事業部門やITシステム部門に対して、当社コンサルタントが有する専門技術力を活かし、DX（デジタルトランスフォーメーション）による情報技術の融合や変革、ITシステムの導入検討から企画設計、開発、導入、保守運用までの各種支援を行います。

( ) DX（デジタルトランスフォーメーション）

クラウド、ビッグデータ、モビリティ等「第3のプラットフォーム技術」を導入/活用し、AIやIoT、AR&VR、ロボティクス等を導入すること。

#### [ 事業系統図 ]

当社の事業系統図は以下のとおりであります。





#### 4【関係会社の状況】

当社は非連結子会社1社を有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

2021年2月28日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
2,161	32.9	3.9	11,016,487

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、平均臨時雇用人員については、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 平均勤続年数は、旧株式会社ベイカレント・コンサルティングでの勤続年数を引き継いで算出しております。
4. 当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。
5. 従業員数が前事業年度末に比べ322名増加しておりますが、これは業容拡大による中途採用及び新卒採用の増加によるものであります。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は組成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社は、日本発の総合コンサルティングファームとして、政府や様々な業界を代表する企業の抱える課題を解決し、成果を生み出すことで、クライアントの持続的な発展に貢献し続けていくことをミッションとしております。創業以来、ベストプラクティスの提示にとどまらず、クライアント固有の企業風土・価値観を共有して伴走する真のパートナーとして、戦略策定から企画・実行支援まで総合的に支援しております。今後も、高付加価値なコンサルティングサービスを持続的に提供するため、多様なフィールドで活躍できる優秀な人材の採用と育成に注力し、働きやすくやりがいのある魅力的な職場環境を提供してまいります。

また、これらを通じて、当社の継続的な成長と高収益を実現し、当社の企業価値向上を図りながらステークホルダーとも価値共有することを目指してまいります。

#### (2) 目標とする経営指標

当社は、2022年2月期～2026年2月期における5年間で「国内最大級の総合コンサルティングファームとして実績を積み上げる」と位置づけ、売上、利益ともに継続的な成長（年率20%目安）を実現し、2026年2月期において売上：1,000億円、EBITDA：300億円超を目標とする「中期経営計画（2022.2月期～2026.2月期）」を、2021年4月26日に公表いたしました。今後は、以下に掲げる主な取り組みの達成に向けて活動してまいります。

「国内最大級の総合コンサルティングファームとして実績を積み上げる」

- ・先進的なプロジェクトの経験や研究を更に積み上げ、人材育成を強化し、より高付加価値なコンサルティングサービスが提供できる体制を構築する。
- ・そのサービスを核に顧客基盤を拡大し、国内最大級ファームとしての実績を積み上げる。

高付加価値化の更なる推進

- ・経営層に対する価値提供の多様化
- ・重要経営課題に関わるプロジェクト支援
- ・リーディングカンパニーにおける先進的事例の構築

優秀な人材の採用・育成

- ・社員4,000名体制の構築
- ・コンサルティングスキルとDXの更なる融合
- ・より働きやすい組織作り

DXコンサルティングの進化

- ・DXプロジェクト遂行によるナレッジや経験値の積み上げ
- ・グローバル最先端の戦略論とDX論の研究・発信  
(ex. グローバル研究拠点の開設)
- ・DXに関するアライアンスや産学連携の拡充

( ) DX ( デジタルトランスフォーメーション )

クラウド、ビッグデータ、モビリティ等「第3のプラットフォーム技術」を導入/活用し、AIやIoT、AR&VR、ロボティクス等を導入すること。

### (3) 経営環境

#### コンサルティング市場

昨今の経営環境は、市場競争の激化や市場構造の変化により、企業経営者の抱える課題が多様化しております。これら経営課題を解決し、企業経営をサポートできる幅広い経験や調査・分析能力を有するコンサルタントを求める需要が高まっております。さらに、DX（デジタルトランスフォーメーション）の重要性が拡大している状況もあり、デジタル関連コンサルティング市場は高成長を継続する見込みです。

#### 採用マーケット

コンサルティングニーズの増大に伴い、業界内での人材争奪戦が激化し、経験者採用に係る費用、人件費は高騰する傾向であります。働き方改革により、業界を問わず優秀な人材の確保が課題となっており、新卒採用も過熱化している状況です。

### (4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

#### 優秀な人材の採用と育成

当社は、今後の事業を支える優秀な人材の採用と育成が重要であると認識しております。当社が支援しているあらゆる業界の企業経営者に対する支援サービスは、知識集約ビジネスであり、コンサルタントの提案力や課題解決力の向上が当社の成長に影響すると考えております。そのため、様々なバックグラウンドを持った優秀な人材の採用を進め、各コンサルタントが安心して働きやすい環境・待遇の整備に注力することで、モチベーションの向上に努めてまいります。

また、多種多彩な研修制度や勉強会を設けて、戦略立案や経営課題を解決するためのスキル向上を図るとともに、自主性を重んじた個人の成長を最大限に引き出し、提案力・人間性の両面からの向上を図っております。

なお、当社は、数々のプロジェクトを業界やサービス領域を超えて手がけてきたプロフェッショナルだからこそ、クライアントのニーズに応えた実現性のある戦略立案ができると考えております。このため、特定の領域に限定することなく、様々な業界のプロジェクトを経験した高品質なサービスを提供できるプロフェッショナルな人材の育成を図ってまいります。

#### サービスの高付加価値化

当社は、クライアントのあらゆるニーズに応えるべく、トップマネジメントの意思決定サポートや企業経営における課題解決、デジタル技術を活用した生産性向上のためのビジネスプロセス改革、これら実行までの戦略立案等の総合的な経営支援サービスを提供することで、サービスの高付加価値化ができると考えております。今後は、クライアントとともに経営の問題を解決しながら潜在的なニーズを捉え、企業経営をサポートできるプロジェクトへの関与と、これまでの実績・ノウハウをもとに営業力を強化することで、更なるサービスの高付加価値化に取り組んでまいります。

#### 安定した稼働率の維持

当社は、高い収益性を維持して持続的な成長をするために安定した稼働率（全所属コンサルタントに対する、ある時点においてプロジェクトに参画しているコンサルタントの割合）を維持することが重要であることを認識しております。そのためには、安定した稼働率を維持し、収益力を高めるための営業活動に取り組んでまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関する情報は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(追加情報)」に記載しております。

## 2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

### (1) 当社の事業活動に関連するリスク

#### 景気変動リスクについて

当社がコンサルティングサービスを提供する主要クライアントは、グローバルに事業を展開する各業界におけるリーディングカンパニーであります。国内外の景気動向や外国為替相場の変動、税制及び法令等の改正により、主要クライアントが事業投資やIT投資を抑制した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症等が世界的に拡大した場合においては、当社の企業活動にも感染症拡大対策等により一定の影響が生じることになります。同様に当社の顧客企業においても企業活動に制約が生じたこと等による間接的な影響により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社においては、新型コロナウイルス感染症防止及び感染拡大リスク低減のため、従業員の衛生管理の徹底並びに在宅勤務、時差通勤の推進、オンラインによる会議の活用、国内外の出張の自粛等の措置を行っております。

#### 人材の採用・確保及び育成について

当社は、今後の事業展開のため、優秀な人材の採用・確保及び育成が重要であると考えております。しかしながら、コンサルティング業界における人材の争奪により、優秀な人材の採用・確保及び育成が計画通りに進まない場合や、優秀な人材の社外流出が生じた場合には、競争力の低下や事業規模拡大の制約、クライアントに提供するサービスレベルの低下をもたらす、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 当社の財政状態に関連するリスク

#### のれんの減損について

当社は、2014年6月6日に旧株式会社ベイカレント・コンサルティングの全ての株式を取得しており、のれんを計上しております。当該のれんについては、将来の収益力を適切に反映しているものと判断しておりますが、当社の将来の収益性が低下した場合には、当該のれんについて減損損失を計上するため、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。なお、日本基準において、のれんの償却についてはその効果の及ぶ期間を見積り、その期間で償却しております。

参考情報として、IFRSでは19,187百万円ののれんを計上しており、のれんの取得日以降の償却をしておりません。なお、IFRSののれんについては非償却資産であるため、当該のれんについて減損損失を計上した場合、日本基準に比べて当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 多額の借入金と金利変動リスク及び財務制限条項について

当社は、複数の金融機関から借入れを行っているため、金融機関の融資情勢や市場金利の上昇による調達金利が変動した場合、当社の財政状態、経営成績及び資金繰り等に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の借入金のうち、金銭消費貸借契約に基づく借入金には、財務制限条項が付されております。当該契約に付された財務制限条項の内容は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (貸借対照表関係) 3 財務制限条項」及び「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (2) 国際会計基準による財務諸表 注記事項 16 . 借入金及びその他の金融負債」に記載のとおりであります。これらに抵触した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 当社の社会的信用に関連するリスク

#### 情報セキュリティリスクについて

当社のコンサルティングサービスの提供にあたり、クライアントの機密情報や個人情報等を有することがあります。そのため当社の役員及び従業員に対して、守秘義務の遵守、機密情報や個人情報の情報管理の徹底を行っております。しかしながら、不測の事態により、これらの情報が外部に漏洩した場合には、当社の社会的信用に重大な影響を与え、対応費用を含め当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 訴訟等のリスクについて

当社は、クライアントと契約を締結する際に、事前にトラブル時の責任分担を取り決める等、過大な損害賠償の請求をされないようリスク管理を行っております。しかしながら、契約時に想定していないトラブルの発生等、当社の開発したソフトウェアに不具合が生じた場合、開発が予定通りに進捗しなかった場合、取引先等との何らかの問題が生じた場合、これらに起因する損害賠償を請求される、あるいは訴訟を提起されるリスクがあります。係る損害賠償の金額、訴訟の内容及び結果によっては、当社の社会的信用、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### コンプライアンスリスクについて

当社の役員及び従業員に対し、行動規範を定める等、コンプライアンスに対する意識の徹底を図っております。しかしながら、万が一、当社の役員及び従業員がコンプライアンスに違反する行為を行った場合には、当社の社会的信用、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 風評リスクについて

当社は、高品質のサービスの提供に努めるとともに品質管理部を設置し、役員及び従業員に対する法令遵守浸透、情報管理やコンプライアンスに対する意識の徹底を行い、経営の健全性、効率性及び透明性の確保を図っております。しかしながら、当社のサービスや役員及び従業員に対して意図的に根拠のない噂や悪意を持った評判等を流布された場合には、当社の社会的信用、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は以下のとおりであります。

##### 財政状態及び経営成績の状況

当事業年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、先行きが不透明な状況となっております。

一方、コンサルティング業界は、企業が企業価値の向上を目指すために必要なグローバル化、業界再編、新たなビジネスの創出、働き方改革、そして、それらの実現に不可欠なデジタル技術の活用（DX：デジタルトランスフォーメーション（注1））等、企業活動を様々な側面から支援するニーズは引き続き予想されます。

このような状況のもと、当社は、2018年4月に公表いたしました「中期経営計画（FY2019 - FY2021）」において、2019年2月期から2021年2月期までを「将来の持続的な事業拡大に向けた基盤固めの3年間」と位置付けており、中期経営計画における業績目標（売上収益：32,000～35,000百万円、EBITDA：約7,000百万円、1株当たり当期利益：約300円）については前期で達成しておりますが、2021年2月期においても、引き続き将来の持続的な成長に向けた基盤づくりとして、既存事業の進展（人員増と高付加価値化）による着実な成長を実現することを目標として掲げております。

当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症防止及び感染拡大リスク低減のため、従業員の衛生管理の徹底並びに在宅勤務、時差通勤の推進、オンラインによる会議の活用、国内外の出張の自粛等の措置をとったことにより事業活動が制限される中、リモートワーク等を活用しプロジェクトを推進すると共に、新たに約440名のコンサルタント（新卒含む）を採用することができました。

当事業年度における収益面については、2020年3月において、前事業年度から継続していた好調な受注状況と併せて前事業年度に約24%増員したコンサルタントの戦力化が進んだこともあり、前年同期に比べ大幅な増収となりました。2020年4月から5月にかけては、新型コロナウイルス感染症拡大や緊急事態宣言の発令による顧客企業の活動停滞等により、当社の事業においても若干ながら影響を受けましたが、前年同期に比べ増収となりました。2020年6月以降は、緊急事態宣言解除後の経済活動が徐々に再開する中において当社の受注状況は堅調に推移し、前年同期に比べ増収となりました。

なお、稼働率（注2）については、上期：80%台後半、下期：90%台前半の水準となりました。

これらの結果、当事業年度における収益については、前年同期に比べ（日本基準：30.1%増、IFRS：30.0%増）増収となり、営業利益については、前年同期に比べ（日本基準：76.9%増、IFRS：68.6%増）増益となりました。

なお、当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

#### （注1）DX：デジタルトランスフォーメーション

クラウド、ビッグデータ、モビリティ等「第3のプラットフォーム技術」を導入/活用し、AIやIoT、AR&VR、ロボティクス等を導入すること。

#### （注2）稼働率

全所属コンサルタントに対する、ある時点においてプロジェクトに参画しているコンサルタントの割合

当事業年度における財政状態及び経営成績の状況は以下のとおりであります。

(財政状態の状況)

日本基準に準拠した当事業年度末における財政状態の状況は以下のとおりであります。

当事業年度末における資産は、38,173百万円となり、前事業年度末に比べ9,076百万円増加しました。負債は、13,671百万円となり、前事業年度末に比べ1,180百万円増加しました。純資産は、24,502百万円となり、前事業年度末に比べ7,896百万円増加しました。

参考情報として、IFRSに準拠した当事業年度末における資産は、46,003百万円となり、前事業年度末に比べ10,762百万円増加しました。負債は、15,985百万円となり、前事業年度末に比べ2,192百万円増加しました。資本は、30,018百万円となり、前事業年度末に比べ8,570百万円増加しました。

(経営成績の状況)

日本基準に準拠した当事業年度の経営成績は、売上高42,828百万円(前年同期比30.1%増)、営業利益12,646百万円(同76.9%増)、経常利益12,596百万円(同77.4%増)、当期純利益9,113百万円(同81.9%増)となりました。

参考情報として、IFRSに準拠した当事業年度の経営成績は、売上収益42,873百万円(前年同期比30.0%増)、営業利益13,551百万円(同68.6%増)、税引前利益13,477百万円(同69.0%増)、当期利益10,014百万円(同69.4%増)となりました。

キャッシュ・フローの状況

日本基準に準拠した当事業年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前事業年度末に比べ8,267百万円増加し、当事業年度末には16,295百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は、11,441百万円(前年同期は7,398百万円の収入)となりました。主な増加は、税引前当期純利益12,596百万円、のれん償却額943百万円、賞与引当金の増加額384百万円、主な減少は、売上債権の増加額916百万円、法人税等の支払額2,682百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は、364百万円(前年同期は107百万円の使用)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出204百万円、敷金の差入による支出108百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動の結果使用した資金は、2,810百万円(前年同期は2,248百万円の使用)となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出1,050百万円、配当金の支払額1,758百万円によるものであります。

参考情報として、IFRSに準拠した当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

当事業年度末における資金は、前事業年度末に比べ8,267百万円増加し、当事業年度末には16,295百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は、12,135百万円(前年同期は7,976百万円の収入)となりました。主な増加は、税引前利益13,477百万円、減価償却費及び償却費989百万円、その他の流動負債の増加額1,123百万円、主な減少は、売上債権及びその他の債権の増加額900百万円、法人所得税の支払額2,682百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は、364百万円(前年同期は107百万円の使用)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出204百万円、敷金の差入による支出108百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動の結果使用した資金は、3,504百万円(前年同期は2,826百万円の使用)となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出1,050百万円、リース負債の返済による支出704百万円、配当金の支払額1,758百万円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

a. 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注状況の記載になじまないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

日本基準に準拠した当事業年度の販売実績をセグメント別に示すと、以下のとおりであります。

サービスの名称	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	前年同期比(%)
コンサルティング事業(百万円)	42,828	130.1

(注) 1. 当社の事業区分は「コンサルティング事業」の単一セグメントであります。

2. 金額は外部顧客に対する売上高を示しております。

3. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、以下のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)		当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
A社	3,819	11.6	-	-

4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

5. 顧客との各種契約において秘密保持条項が規定されているため、社名の公表は控えさせていただきます。

6. 当事業年度は、当該割合が100分の10未満のため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

当事業年度の財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態の状況

日本基準に準拠した当事業年度における財政状態の分析は以下のとおりであります。

当事業年度末における資産は、38,173百万円となり、前事業年度末に比べ9,076百万円増加しました。これは主に、現金及び預金が8,270百万円、売掛金が916百万円、仕掛品が183百万円、その他の流動資産が181百万円、建物が131百万円、繰延税金資産が336百万円増加し、のれん償却額等により無形固定資産が1,119百万円減少したことによります。負債は、13,671百万円となり、前事業年度末に比べ1,180百万円増加しました。これは主に、未払法人税等が1,177百万円、未払消費税等が615百万円、賞与引当金が384百万円増加し、長期借入金が1,050百万円減少したことによります。純資産は、24,502百万円となり、前事業年度末に比べ7,896百万円増加しました。これは主に、利益剰余金が7,355百万円増加したことによります。

参考情報として、IFRSに準拠した当事業年度における財政状態の分析は以下のとおりであります。

当事業年度末における資産は、46,003百万円となり、前事業年度末に比べ10,762百万円増加しました。これは主に、現金及び現金同等物が8,267百万円、売上債権及びその他の債権が900百万円、たな卸資産が199百万円、有形固定資産が1,088百万円、繰延税金資産が356百万円増加し、無形資産が176百万円減少したことによります。負債は、15,985百万円となり、前事業年度末に比べ2,192百万円増加しました。これは主に、リース負債が946百万円、未払法人所得税が1,177百万円、その他の流動負債が1,081百万円増加し、借入金が1,035百万円減少したことによります。資本は、30,018百万円となり、前事業年度末に比べ8,570百万円増加しました。これは、資本剰余金が110百万円、利益剰余金が8,256百万円増加し、自己株式が204百万円減少したことによります。



## b. 経営成績の状況

日本基準に準拠した当事業年度における経営成績の分析は以下のとおりであります。

日本基準に準拠した業績

(単位：百万円)

回次	2020年2月期	2021年2月期	増減率 (%)
会計期間	自 2019年3月1日 至 2020年2月29日	自 2020年3月1日 至 2021年2月28日	
売上高	32,917	42,828	30.1
売上原価	18,522	22,557	21.8
売上総利益	14,395	20,271	40.8
売上総利益率(%)	43.7%	47.3%	-
販売費及び一般管理費	7,246	7,625	5.2
営業利益	7,149	12,646	76.9
営業利益率(%)	21.7%	29.5%	-
経常利益	7,102	12,596	77.4
当期純利益	5,010	9,113	81.9

(注) 百万円未満は四捨五入して記載しております。

当事業年度の売上高は、42,828百万円となり、前事業年度に比べ9,911百万円増加しました。これは主に、DX(デジタルトランスフォーメーション)に関連する案件の増加によるものです。当事業年度の販売費及び一般管理費は、7,625百万円となり、前事業年度に比べ379百万円増加しました。これは主に、人件費によるものです。この結果、当事業年度の営業利益は、12,646百万円となり、前事業年度に比べ5,497百万円増加しました。

当事業年度の営業外費用は、52百万円となり、前事業年度に比べ5百万円増加しました。この結果、当事業年度の経常利益は、12,596百万円となり、前事業年度に比べ5,494百万円増加しました。法人税等合計は3,483百万円となり、前事業年度に比べ1,390百万円増加しました。この結果、当事業年度の当期純利益は、9,113百万円となり、前事業年度に比べ4,103百万円増加しました。

参考情報として、IFRSに準拠した当事業年度における経営成績の分析は以下のとおりであります。

IFRSに準拠した業績

(単位：百万円)

回次	2020年2月期	2021年2月期	増減率 (%)
会計期間	自 2019年3月1日 至 2020年2月29日	自 2020年3月1日 至 2021年2月28日	
売上収益	32,978	42,873	30.0
売上原価	18,671	22,648	21.3
売上総利益	14,307	20,225	41.4
売上総利益率(%)	43.4%	47.2%	-
販売費及び一般管理費	6,269	6,676	6.5
営業利益	8,038	13,551	68.6
営業利益率(%)	24.4%	31.6%	-
税引前利益	7,976	13,477	69.0
当期利益	5,912	10,014	69.4

(注) 百万円未満は四捨五入して記載しております。

当事業年度の売上収益は、42,873百万円となり、前事業年度に比べ9,895百万円増加しました。これは主に、DX（デジタルトランスフォーメーション）に関連する案件の増加によるものです。

当事業年度の販売費及び一般管理費は、6,676百万円となり、前事業年度に比べ407百万円増加しました。これは主に、人件費によるものです。この結果、当事業年度の営業利益は、13,551百万円となり、前事業年度に比べ5,513百万円増加しました。当事業年度の金融費用は、74百万円となり、前事業年度に比べ12百万円増加しました。この結果、当事業年度の税引前利益は、13,477百万円となり、前事業年度に比べ5,501百万円増加しました。当事業年度の法人所得税費用は3,463百万円となり、前事業年度に比べ1,399百万円増加しました。この結果、当事業年度の当期利益は、10,014百万円となり、前事業年度に比べ4,102百万円増加しました。

（参考情報）

当社は、投資家が会計基準の差異にとらわれることなく、当社の業績評価を行い、当社の企業価値についての純粋な成長を把握するうえで有用な情報を提供することを目的として、EBITDAを経営成績に関する参考指標としております。なお、当該EBITDA及び算出方法は以下のとおりであります。

日本基準に基づくEBITDA = 営業利益 + 減価償却費及びその他の償却費 + のれん償却額

（単位：百万円）

回次	2020年2月期	2021年2月期
会計期間	自 2019年3月1日 至 2020年2月29日	自 2020年3月1日 至 2021年2月28日
日本基準による財務諸表における営業利益	7,149	12,646
調整額：		
+ 減価償却費及びその他の償却費	243	284
+ のれん償却額	943	943
調整額小計	1,186	1,227
日本基準に基づくEBITDA	8,335	13,873

（注）百万円未満は四捨五入して記載しております。

IFRSに基づくEBITDA = 営業利益 + 減価償却費及び償却費 ± その他調整

（単位：百万円）

回次	2020年2月期	2021年2月期
会計期間	自 2019年3月1日 至 2020年2月29日	自 2020年3月1日 至 2021年2月28日
IFRSによる財務諸表における営業利益	8,038	13,551
調整額：		
+ 減価償却費及び償却費（注）2	243	284
± その他調整（注）2、3	54	38
調整額小計	297	322
IFRSに基づくEBITDA	8,335	13,873

（注）1．百万円未満は四捨五入して記載しております。

2．使用権資産に係る償却費については「+ 減価償却費及び償却費」から除いて「± その他調整」に含めております。

3．「± その他調整」は、IFRS固有の会計処理等によるものであります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報  
(キャッシュ・フローの分析)

当事業年度のキャッシュ・フローの分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(資本の財源及び資金の流動性に係る情報)  
(財務政策)

当社は、コンサルティング業界における企業間競争に対応できる企業体質の強化を図っており、今後の事業発展を目指すため内部留保の充実に努めております。これにより、成長に向けた人材投資、設備投資並びに株主還元等は自己資金で賄う予定であります。

株主還元については、株主の皆様に対する安定的な利益還元を経営の重要課題と考え、配当と自己株式の取得を含めた総還元性向の目安をIFRSベースで40%とし、その内の配当性向についてはIFRSベースで20%～30%を目安といたします。配当及び自己株式の取得は、日本基準における分配可能額の範囲を目途にして、通期業績、財務体質の強化、内部留保の充実等を総合的に勘案したうえで継続的に実施することを基本方針としております。

(資金調達の方法及び状況)

当社の持続的な成長と負債と資本の最適化を通じて、企業活動を最大化するための取組方針、資金調達の方法及び状況につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(金融商品関係)」、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(貸借対照表関係)4」、及び「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (2) 国際会計基準による財務諸表 注記事項 27. 金融商品」に記載しております。

(資金の主要な使途を含む資金需要の動向)

当社の事業活動における運転資金需要の主なものは、当社コンサルタントの人件費であります。また、主な設備投資需要としては、本社設備に係る固定資産投資等であります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しているほかに国際会計基準審議会によって公表されたIFRSに基づく財務諸表も作成しております。財務諸表の作成に当たり、決算日における資産・負債及び事業年度の収益・費用の数値に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等の財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関する情報は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(追加情報)」に記載のとおりであります。

のれんの減損

のれんの償却方法については、投資効果の及ぶ期間にわたり、定額法により償却しております。なお、のれんの対象事業の収益性が低下し、減損の必要性を認識した場合には、のれんの減損処理を行う可能性があります。

参考情報として、IFRSに準拠した財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (2) 国際会計基準による財務諸表 注記事項 4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断」に記載のとおりであります。

#### 4【経営上の重要な契約等】

当社は、2018年3月22日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり既存借入金の借換え（リファイナンス）を実行いたしました。

##### 目的

今回の資金の借入は、既存借入金のリファイナンス資金とし、2018年3月30日付で既存借入金残高（8,675百万円）を一括返済することで、借入期間の変更及び金利条件の改善による安定的な財務体質の向上を図るためであります。

##### 借入内容

株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約

##### 借入先の名称

株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社あおぞら銀行

##### 借入金額

8,400百万円

##### 実施時期

2018年3月30日

##### 借入期間

8年

##### 借入条件

基準金利 + スプレッド

##### 担保状況

無担保・無保証

##### 主な借入人の義務

主な財務制限条項の内容は以下のとおりであります。

- ・各事業年度末における貸借対照表の純資産の部の合計金額を、直前の事業年度比75%、又は2017年2月期比75%のいずれか高い金額以上に維持すること。
- ・各事業年度における経常利益を2期連続で損失としないこと。

#### 5【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した主な設備投資は、業容の拡大に対処するため、本社事務所の改修工事等231百万円であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

#### 2【主要な設備の状況】

2021年2月28日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
本社 (東京都港区)	本社事務所	452	102	554	2,161

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 上記の他、賃借している主要な設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料(百万円)
本社 (東京都港区)	本社事務所	682

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	26,000,000
計	26,000,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年2月28日)	提出日現在発行数(株) (2021年5月31日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	15,541,141	15,541,141	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	15,541,141	15,541,141	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2021年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

## イ．第1回新株予約権

決議年月日	2015年2月27日 臨時株主総会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社執行役員 4(注)1 当社従業員 8
新株予約権の数(個)	604(注)2、9、10
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 12,080(注)2、8、9、10
新株予約権の行使時の払込金額(円)	445(注)4、8
新株予約権の行使期間	自 2015年3月1日 至 2023年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 445(注)8 資本組入額 223(注)8
新株予約権の行使の条件	(注)5、9
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2021年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 上記付与対象者の区分及び人数は、当該新株予約権取得時の区分及び人数に基づいております。

2. 本新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、20株とする。

ただし、当社が本新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後に、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は、以下の算式により調整する(調整後付与株式数を求める際、1株未満の端数は切り捨てる。)

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、割当日後に、当社が合併又は会社分割を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、付与株式数は必要かつ合理的な範囲で適切に調整される。

なお、上記における調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点において権利行使されていない本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われる。

3. 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

本新株予約権と引換えに払い込む金銭は、当初、本新株予約権1個当たり624円から、2015年9月15日に、普通株式を対価とする取得条項により、普通株式86,000株を対価としてA種優先株式172,000株を取得したことで本新株予約権1個当たり555円に調整されておりますが、払込した金額はわかりません。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの財産の価額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた額とする。

なお、割当日後に、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、以下の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等(新株予約権の行使による場合は含まない。)を行う場合は、以下の算式により行使金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。

また、割当日後に、当社が合併又は会社分割を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、行使価額は必要かつ合理的な範囲で適切に調整される。

#### 5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、本新株予約権の行使の時点において、当社を退職等（新株予約権者が死亡したことにより当社の取締役、執行役員又は従業員の地位を失った場合を含む。）していない場合に限り本新株予約権を行使できる。ただし、当社の取締役会で認める場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が、当社の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、若しくは就任することを承諾した場合又は当社の事業と直接的若しくは間接的に競合する事業を営んだ場合、新株予約権者は本新株予約権を行使できない。
- (3) 新株予約権者に法令又は当社の社内規程に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権者は新株予約権を行使できない。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使できない。
- (5) 新株予約権の1個を分割して行使することはできない。
- (6) その他の新株予約権の行使の条件は、当社の取締役会の決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### 6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して、以下、「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において本新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
- (2) 新株予約権の目的である株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記（注）6. (3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
交付される新株予約権を行使することができる期間は、本新株予約権の行使期間に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日とする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げる。  
本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（注）6. (6) の資本金等増加限度額から上記6. (6) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。



7. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下のいずれかの事由が生じた場合、本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が保有する本新株予約権の全部又は一部を、当社の取締役会の決議により別途定める日の到来をもって、本新株予約権の払込金額又は本新株予約権の時価（なお、本新株予約権の時価はブラック・ショールズ・モデルにより算出するものとする。）のうち、いずれか低い金額で取得することができる。

(1) 当社の社内規程に違反したことを理由に処分を受けたとき。

(2) 新株予約権者について破産、民事再生若しくはその他の倒産手続が開始されたとき。

また、当社は、新株予約権者が保有する本新株予約権の全部又は一部を、当社の取締役会の決議により別途定める日の到来をもって、本新株予約権の時価に相当する金額で、取得することができる。

8. 2016年3月7日開催の取締役会決議により、2016年4月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

9. 上記、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容 イ. 第1回新株予約権 (注) 5. 新株予約権の行使の条件 (6) その他の新株予約権の行使の条件」に記載のとおり、当社及び新株予約権者との間で以下の内容について、新株予約権割当契約を締結しております。

(1) ベスティング

本新株予約権に係る「新株予約権の数」は、以下の表に定めるベスティング日の経過年数に応じたベスティング割合でベスティングされた「ベスティング数」（小数点以下は切り上げる。）と、以下の算式に定める各事業年度の数値により算定された「ベスティングされる本新株予約権の数」（小数点以下は切り上げる。）のいずれか少ない方がベスティングされる。

(表)

ベスティング回数	ベスティング日	ベスティング割合
1 回目	2016年 5月31日	25%
2 回目	2017年 5月31日	25%
3 回目	2018年 5月31日	25%
4 回目	2019年 5月31日	25%

(算式)

「ベスティングされる本新株予約権の数」の算式は以下のとおりであります。

$$\text{ベスティングされる本新株予約権の数} = \text{ベスティング数} \times \frac{\text{EBITDA}}{\text{目標EBITDA}}$$

(2) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、Sunrise Capital , L.P.、Sunrise Capital (Non-U.S.), L.P.及びSunrise Capital (JPY), L.P. が同社保有の当社株式の全部を第三者に譲渡した場合に限り本新株予約権を行使できる。

(3) 2016年5月31日の第1回目のベスティングにより、ベスティング数3,793個（新株予約権の目的となる株式の数75,860株）に対して、ベスティングされた本新株予約権の数は2,434個（新株予約権の目的となる株式の数48,680株）となりました。その結果、ベスティングされなかった本新株予約権の数は1,359個（新株予約権の目的となる株式の数27,180株）となりました。

(4) 2017年5月31日の第2回目ベスティングにより、ベスティング数2,985個（新株予約権の目的となる株式の数59,700株）に対して、ベスティングされた本新株予約権の数は1,097個（新株予約権の目的となる株式の数21,940株）となりました。その結果、ベスティングされなかった本新株予約権の数は1,888個（新株予約権の目的となる株式の数37,760株）となりました。

(5) 2018年5月31日の第3回目ベスティングにより、ベスティング数2,662個（新株予約権の目的となる株式の数53,240株）に対して、ベスティングされた本新株予約権の数は987個（新株予約権の目的となる株式の数19,740株）となりました。その結果、ベスティングされなかった本新株予約権の数は1,675個（新株予約権の目的となる株式の数33,500株）となりました。

(6) 2019年5月31日の第4回目ベスティングにより、ベスティング数2,684個（新株予約権の目的となる株式の数53,680株）に対して、ベスティングされた本新株予約権の数は990個（新株予約権の目的となる株式の数19,800株）となりました。その結果、ベスティングされなかった本新株予約権の数は1,694個（新株予約権の目的となる株式の数33,880株）となりました。これにより、第1回新株予約権は、全てベスティングされました。

10. 行使ができないため、第1回新株予約権の権利確定前3,072個（新株予約権の目的となる株式の数61,440株）、権利確定後518個（新株予約権の目的となる株式の数10,360株）合計3,590個（新株予約権の目的となる株式の数71,800株）は減少しております。

ロ. 第2回新株予約権

決議年月日	2015年2月27日 臨時株主総会
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社執行役員 4（注）1 当社従業員 8
新株予約権の数（個）	1,440（注）2、9、10
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 28,800（注）2、8、9、10
新株予約権の行使時の払込金額（円）	445（注）4、8
新株予約権の行使期間	自 2017年3月1日 至 2023年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 445（注）8 資本組入額 223（注）8
新株予約権の行使の条件	（注）5、9
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日（2021年2月28日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年4月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1. 上記付与対象者の区分及び人数は、当該新株予約権取得時の区分及び人数に基づいております。
2. 本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、20株とする。  
ただし、当社が本新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後に、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は、以下の算式により調整する（調整後付与株式数を求める際、1株未満の端数は切り捨てる。）。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
- また、割当日後に、当社が合併又は会社分割を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、付与株式数は必要かつ合理的な範囲で適切に調整される。
- なお、上記における調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点において権利行使されていない本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われる。
3. 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの財産の価額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた額とする。
- なお、割当日後に、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、以下の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等（新株予約権の行使による場合は含まない。）を行う場合には、以下の算式により行使金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。

また、割当日後に、当社が合併又は会社分割を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、行使価額は必要かつ合理的な範囲で適切に調整される。

#### 5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、本新株予約権の行使の時点において、当社を退職等（新株予約権者が死亡したことにより当社の取締役、執行役員又は従業員の地位を失った場合を含む。）していない場合に限り本新株予約権を行使できる。ただし、当社の取締役会で認める場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が、当社の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、若しくは就任することを承諾した場合又は当社の事業と直接的若しくは間接的に競合する事業を営んだ場合、新株予約権者は本新株予約権を行使できない。
- (3) 新株予約権者に法令又は当社の社内規程に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権者は新株予約権を行使できない。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使できない。
- (5) 新株予約権の1個を分割して行使することはできない。
- (6) その他の新株予約権の行使の条件は、当社の取締役会の決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### 6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して、以下、「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において本新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
- (2) 新株予約権の目的である株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記（注）6. (3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
交付される新株予約権を行使することができる期間は、本新株予約権の行使期間に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日とする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げる。  
本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（注）6. (6) の資本金等増加限度額から上記（注）6. (6) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。

#### 7. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が保有する本新株予約権の全部又は一部を、当社の取締役会の決議により別途定める日の到来をもって、無償で取得することができる。

8. 2016年3月7日開催の取締役会決議により、2016年4月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
9. 上記、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容 □ 第2回新株予約権 (注) 5. 新株予約権の行使の条件 (6) その他の新株予約権の行使の条件」に記載のとおり、当社及び新株予約権者との間で以下の内容について、新株予約権割当契約を締結しております。

(1) ベスティング

本新株予約権に係る「新株予約権の数」は、以下の表に定めるベスティング日の経過年数に応じたベスティング割合でベスティングされる。

(表)

ベスティング回数	ベスティング日	ベスティング割合
1回目	2016年5月31日	25%
2回目	2017年5月31日	25%
3回目	2018年5月31日	25%
4回目	2019年5月31日	25%

Sunrise Capital , L.P.、Sunrise Capital (Non-U.S.),L.P.及びSunrise Capital (JPY),L.P. が同社保有の当社株式の全部を第三者に譲渡したときは、ベスティングされた新株予約権の数に、残りのベスティング回数を乗じて算出した本新株予約権の数が、当該株式譲渡実行日の翌営業日に、ベスティングされるものとする。

(2) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、Sunrise Capital , L.P.、Sunrise Capital (Non-U.S.),L.P.及びSunrise Capital (JPY),L.P. が同社保有の当社株式の全部を第三者に譲渡した場合に限り本新株予約権を行使できる。

(3) 本新株予約権の行使に関する制限

新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間の合計額が12百万円を超えないように、その保有する本新株予約権を行使しなければならない。ただし、当該金額は、租税特別措置法第29条の2第1項第2号に定める金額が改正された場合には、当該改正を含む改正租税特別措置法の施行日に当該改定後の金額に変更されるものとする。

(4) 2017年10月30日にSunrise Capital , L.P.、Sunrise Capital (Non-U.S.),L.P.及びSunrise Capital (JPY),L.P. が同社保有の当社株式を第三者に譲渡したことにより、全てがベスティングされました。

10. 行使ができないため、第2回新株予約権の権利確定前2,425個(新株予約権の目的となる株式の数48,500株)、権利確定後808個(新株予約権の目的となる株式の数16,160株)合計3,233個(新株予約権の目的となる株式の数64,660株)は減少しております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2016年4月1日 (注)1	普通株式 14,649,000	普通株式 15,420,000	-	100	-	-
2016年9月1日 (注)2	普通株式 50,000	普通株式 15,470,000	49	149	49	49
2018年7月25日 (注)3	普通株式 71,141	普通株式 15,541,141	133	282	133	182

(注)1. 株式分割(1:20)によるものであります。

## 2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 2,100.00円

引受価額 1,963.50円

資本組入額 981.75円

払込金総額 98百万円

## 3. 譲渡制限付株式報酬の付与を目的とした新株式の有償発行

発行価格 3,740円

資本組入額 1,870円

割当先 当社取締役(社外取締役を除く)4名及び当社幹部社員25名

## (5) 【所有者別状況】

2021年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	26	37	42	260	4	3,343	3,712	-
所有株式数 (単元)	-	38,908	1,616	531	76,643	4	37,574	155,276	13,541
所有株式数の割合(%)	-	25.06	1.04	0.34	49.36	0.00	24.20	100.00	-

(注) 自己株式210,497株は、「個人その他」に2,104単元、「単元未満株式の状況」に97株含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

2021年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式 を除く。)の 総数に対 する所有株 式数の割合 (%)
江口 新	東京都港区	1,555,714	10.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,210,800	7.90
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店カスト ディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	1,071,205	6.99
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	800,200	5.22
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	598,900	3.91
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 (常任代理人 香港上海銀行東京支店カスト ディ業務部)	P.O.BOX 1631 BOSTON, MASSACHUSETTS02105-1631, USA (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	467,824	3.05
GOLDMAN SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券 株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6丁目10番1号)	466,947	3.05
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044  (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業 部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15番1号)	386,300	2.52
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業 部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南2丁目15番1号)	333,290	2.17
BBH FOR UMB BANK, NATIONAL ASSOCIATION- OBERWEIS INT OPP INSTITUTION FD (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	3333 WARRENVILLE RD STE 500 LISLE ILLINOIS 60532 U.S.A (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	300,200	1.96
計	-	7,191,380	46.91

(注) 2021年2月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、Capital Research and Management Company及びその共同保有者4社が2021年1月28日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年2月28日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
Capital Research and Management Company	333 South Hope Street, Los Angeles, CA 90071, U.S.A.	1,071,000	6.89
Capital International Inc	11100 Santa Monica Boulevard, 15th Fl., Los Angeles, CA 90025, U.S.A.	59,100	0.38
Capital International Sarl	3 Place des Bergues, 1201 Geneva, Switzerland	112,000	0.72
キャピタル・インターナショナル株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	1,121,500	7.22
Capital International Limited	40 Grosvenor Place, London SW1X 7GG, England	19,300	0.12
計	-	2,382,900	15.33

## (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2021年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 210,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,317,200	153,172	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 13,541	-	-
発行済株式総数	15,541,141	-	-
総株主の議決権	-	153,172	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式97株が含まれております。

## 【自己株式等】

2021年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ベイカレント・コンサルティング	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	210,400	-	210,400	1.35
計	-	210,400	-	210,400	1.35



## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得、会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2021年4月14日)での決議状況 (取得期間 2021年5月1日~2021年8月31日)	40,000	1,200,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの取得株式数は含まれておりません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	2,120	593,550
当期間における取得自己株式	100	2,173,000

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式及び無償取得による譲渡制限付株式は含まれておりません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他				
(新株予約権の権利行使)	20,420	53,820,541	-	-
(譲渡制限付株式の付与)	57,498	151,539,633	-	-
保有自己株式数	210,497	-	210,597	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの取締役会決議による取得自己株式、新株予約権の権利行使による株式、単元未満株式の買取りによる株式及び無償取得による譲渡制限付株式は含まれておりません。

### 3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する安定的な利益還元を経営の重要課題と考え、配当と自己株式の取得を含めた総還元性向の目安をIFRSベースで40%とし、その内の配当性向についてはIFRSベースで20%～30%を目安といたします。配当及び自己株式の取得は、日本基準における分配可能額の範囲を目途にして、通期業績、財務体質の強化、内部留保の充実等を総合的に勘案したうえで継続的に実施することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当と期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、期末配当については株主総会であり、中間配当については取締役会の決議によって剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。当期の配当につきましては、1株当たり170.00円（うち、中間配当55.00円）となりました。

なお、日本基準に準拠した当事業年度の当期純利益9,113百万円に対する配当性向は28.5%となりました。参考情報として、IFRSに準拠した当事業年度の当期利益10,014百万円に対するIFRSベースの配当性向は26.0%となりました。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2020年10月15日 取締役会決議	843	55.00
2021年5月28日 定時株主総会決議	1,763	115.00

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、継続的に企業価値を向上させ、株主、取引先及び従業員等のステークホルダーに対して社会的な責任を遂行するためには、経営の健全性、効率性及び透明性が不可欠であると認識しており、内部統制の整備・運用及びリスク管理の徹底により、コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

企業統治の体制及び内部統制システムの整備の状況

#### イ．会社の機関の基本説明及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会と取締役会から独立した独任制の監査役会から構成される監査役会設置会社方式を採用しております。現時点におきましては、常勤監査役と半数以上の社外監査役から構成される監査役会によって監査を実施する当該方式のもと、実効性のあるガバナンスを実現できていることから、当該体制を採用しております。

#### ａ．取締役会

当社は、取締役会設置会社であり、取締役会は、議長である代表取締役社長 阿部義之、代表取締役副社長 池平謙太郎、取締役 中村公亮、取締役 関口諭、社外取締役 小路敏宗、社外取締役 佐藤真太郎の6名で構成され、業務執行の最高意思決定機関であり、法令や定款に則り、経営に関する重要事項や業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。取締役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

#### ｂ．監査役会

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は、議長である常勤監査役 奥山芳貴、社外監査役 糟谷祐一郎、社外監査役 藤本哲也の3名で構成され、監査の方針、方法及び実施計画等を決定しております。監査役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて随時監査役会を開催しております。

監査役は、取締役会に出席し、取締役の職務執行の状況に対して、適宜、意見陳述を行うとともに、監査役会にて決定された監査の方針に基づいて業務監査を行っております。

#### ｃ．会計監査人

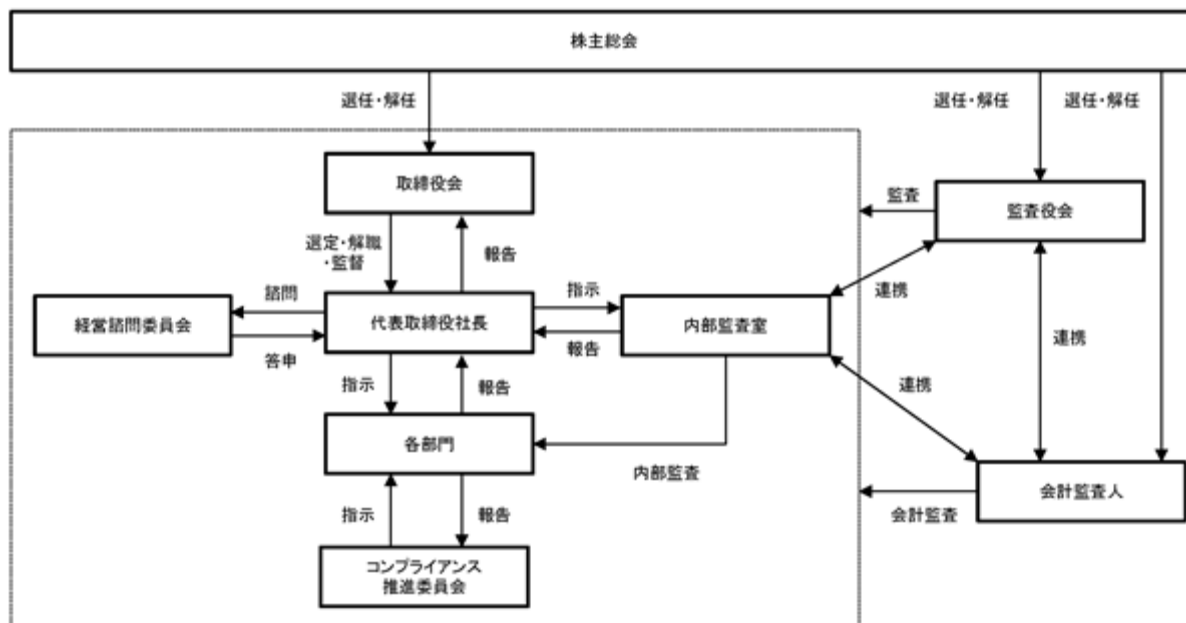
当社は、会計監査人設置会社であり、会計監査人の選任については、当社の業務内容、及び会計方針に精通していること等の要素を勘案し、適切な会計監査人を選任しております。

#### ｄ．経営諮問委員会

当社は、代表取締役社長を委員長とする諮問機関として、経営諮問委員会を設置し、代表取締役社長 阿部義之、社外取締役 小路敏宗、社外取締役 佐藤真太郎の3名で構成され、過半数を社外取締役としております。経営諮問委員会は、原則として1年に3回以上開催し、当社の経営の透明性の確保に資することを目的とし、委員長の諮問に応じて、取締役等が受ける報酬等の内容及びその決定方針、取締役及び監査役候補者等の指名方針等について、審議・答申を行っております。

### e. コーポレート・ガバナンスの体制と関係

当社のコーポレート・ガバナンスの体制と関係を図示すると以下のとおりであります。



### ロ. 内部統制システムの整備の状況

当社は、2015年9月18日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を決議し、業務の適正を確保するための体制作りと管理体制のより一層の整備を図ることとしております。当該基本方針で定めた体制及び事項は以下のとおりであります。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- c. 損失の危険の管理に関する体制
- d. 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制
- e. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- f. 監査役を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- g. 当社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- h. 監査役を補助する使用人の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項その他の監査役による監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- i. 反社会的勢力排除に向けた体制

### リスク管理体制の整備の状況

当社は、コンプライアンス推進委員会を設置し、取締役会、監査役会、会計監査人、内部監査室及び各部門からリスクに関する情報を随時収集し、当該リスクについて関連する各部門と慎重に協議し、リスクの早期発見及び未然防止に努めております。また、必要に応じて弁護士及び税理士等の社外専門家にリスク対応について助言を受けられる体制を整えております。

### 取締役及び監査役の定数

当社の取締役の定数は10名以内、監査役の定数は5名以内とする旨を定款に定めております。

### 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

#### 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

#### 中間配当

当社は、機動的な配当政策の遂行を可能とすることを目的に、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めております。

#### 取締役、監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の責任を法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除できる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

#### 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

## ( 2 ) 【 役員の状況】

## 役員一覧

男性9名 女性 - 名 ( 役員のうち女性の比率 - % )

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	阿部 義之	1966年4月4日生	1989年4月 ㈱野村総合研究所入社 2002年10月 ㈱エックスエヌ入社 2006年9月 ㈱ユニバーサルシステムエンジニアリング(現 インフォメーションサービスフォース㈱)入社 同年12月 同社代表取締役 2008年9月 旧㈱ベカレント・コンサルティング入社 同年11月 同社執行役員 2015年5月 当社取締役コンサルティング&IT事業本部長 2016年12月 当社代表取締役社長(現任)	(注)4	78,811
代表取締役副社長	池平 謙太郎	1977年10月1日生	2001年4月 ㈱セントラルオフィス入社 2007年9月 旧㈱ベカレント・コンサルティング入社 2015年4月 当社執行役員 同年5月 当社取締役 同年6月 当社取締役営業本部長 2021年5月 当社代表取締役副社長(現任)	(注)4	107,608
取締役最高財務責任者 兼 管理本部長	中村 公亮	1982年7月7日生	2006年4月 セレブリックス・ホールディングス㈱入社 2007年1月 旧㈱ベカレント・コンサルティング入社 2015年4月 当社執行役員 同年5月 当社取締役管理本部長 2021年5月 取締役最高財務責任者兼管理本部長(現任)	(注)4	94,086
取締役 コンサルティング本部長	関口 諭	1978年6月29日生	2003年4月 ㈱日立製作所入社 2008年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 2011年5月 旧㈱ベカレント・コンサルティング入社 2013年3月 同社執行役員 2018年4月 当社執行役員コンサルティング本部長 同年5月 当社取締役コンサルティング本部長(現任)	(注)4	34,371
取締役	小路 敏宗	1984年7月5日生	2013年12月 弁護士登録 同年同月 中央総合法律事務所入所(現任) 2016年3月 当社取締役(現任)	(注)4	800
取締役	佐藤 真太郎	1974年3月1日生	2000年10月 弁護士登録 同年同月 TMI総合法律事務所入所 2017年10月 佐藤真太郎法律事務所設立 同所代表(現任) 2018年5月 当社取締役(現任)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤 監査役	奥山 芳貴	1950年4月22日生	1981年9月 野村證券(株)入社 1982年7月 野村證券(株)スイス現地法人 (Nomura Bank (Switzerland) Ltd.) 出向 1990年11月 野村證券(株)ベルギー現地法人 (Nomura Bank (Belgium) S.A./N.V.) CEO 1995年5月 野村證券(株)フランス現地法人 (Banque Nomura France S.A.) CEO 2003年5月 野村アセットマネジメント(株)出向 2015年5月 当社監査役(現任)	(注)5	1,000
監査役	糟谷 祐一郎	1980年11月18日生	2005年12月 中央青山監査法人(みずほ監査法 人)入所 2007年7月 新日本監査法人(現 EY新日本有 限責任監査法人)入所 2010年7月 公認会計士登録 2014年9月 糟谷公認会計士事務所設立(現 糟谷公認会計士・税理士事務所) 同所代表(現任) 2016年3月 当社監査役(現任) 2016年11月 (株)リビングギャラリー-社外取締役 2019年3月 (株)ハヤシゴ監査役(現任)	(注)5	900
監査役	藤本 哲也	1986年1月8日生	2008年4月 (株)京都銀行入行 同年10月 田井良夫国際税務会計事務所入所 2015年4月 税理士登録 同年同月 藤本哲也税理士事務所設立 同所代表(現任) 2016年3月 当社監査役(現任)	(注)5	1,200
計					318,776

- (注) 1. 代表取締役社長の阿部義之、代表取締役副社長の池平謙太郎、取締役の中村公亮、関口諭は、2014年10月1日に当社が吸収合併した旧株式会社ベイカレント・コンサルティングからの入社であります。
2. 取締役の小路敏宗、佐藤真太郎は、社外取締役であります。
3. 監査役の糟谷祐一郎、藤本哲也は、社外監査役であります。
4. 2021年5月28日開催の定時株主総会の終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2020年5月27日開催の定時株主総会の終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための基準又は方針について定めておりませんが、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にして選任しております。なお、当社と社外取締役及び社外監査役との間に人的関係、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (2) 役員の状況 役員一覧」に記載した以外の資本的関係、重要な取引関係及び特別の利害関係はありません。

なお、社外取締役及び社外監査役の選任状況は以下のとおりであります。

社外取締役である小路敏宗は、弁護士資格を有しており、企業法務に精通していることから、法律専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、選任しております。

社外取締役である佐藤真太郎は、弁護士資格を有しており、企業法務に精通していることから、法律専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、選任しております。

社外監査役である糟谷祐一郎は、公認会計士資格を有しており、企業会計・内部統制に精通していることから、会計監査及び内部統制の専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、選任しております。

社外監査役である藤本哲也は、税理士資格を有しており、企業会計・税務に精通していることから、会計及び税務の専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、選任しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会において、監査役監査及び会計監査の結果について報告を受け、必要に応じて取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言・提言を行っております。

社外監査役は、常勤監査役と緊密に連携し、経営の監視に必要な情報を共有しております。また、監査役会を通じて、会計監査人及び内部監査室と緊密な連携をとり、業務の適正性の確保に努めております。

### (3) 【監査の状況】

#### 監査役監査の状況

監査役監査につきましては、監査役会にて決定された、監査の方針、方法及び実施計画等に基づき、各監査役が監査業務を分担して実施し、監査役会において情報共有を行っております。

当社における監査役監査は、監査役3名（うち社外監査役2名）の体制となっており、監査役は取締役会その他重要な会議への出席、取締役及び使用人からの報告・聴取、重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産状況の調査等を通じて監査を実施しております。

会計に関する事項については、会計監査人による監査計画を確認するとともに、会計監査人の監査の方法及び結果について意見交換するなど連携に努めております。

また、内部統制システムをより有効に機能させるため、内部監査室との意見交換・連携を高め、その監査内容と結果を聴取しております。

なお、社外監査役 糟谷祐一郎は、公認会計士資格を有しており、企業会計・内部統制に精通していることから、会計監査及び内部統制の専門家としての経験・見識を有するものであります。社外監査役 藤本哲也は、税理士資格を有しており、企業会計・税務に精通していることから、会計及び税務の専門家としての経験・見識を有するものであります。

当事業年度において当社は監査役会を月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については以下のとおりであります。

区分	氏名	出席状況
常勤監査役	奥山 芳貴	12回 / 12回
社外監査役	糟谷 祐一郎	12回 / 12回
社外監査役	藤本 哲也	12回 / 12回

監査役会における主な検討事項として、監査方針及び監査計画策定、監査報告の作成、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、会計監査人の選解任又は不再任に関する事項、及び会計監査人の報酬等に関する同意等であります。

また、常勤監査役の活動として、重要書類の閲覧、当社取締役会等の重要な会議への出席、各部門等への面談等の実施により会社の状況を把握し、経営の健全性を監査することで監査機能の充実を図っております。

#### 内部監査の状況

当社は、代表取締役社長が直轄する内部監査室を設置し、内部監査を実施しております。

内部監査につきましては、代表取締役社長による承認を得た内部監査計画書に基づき、経営活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況について、合法性と合理性の観点から検討・評価しております。内部監査結果については、内部監査報告書として取りまとめ、代表取締役社長及び監査役に報告しております。さらに、内部監査の過程で改善を要する事項が検出された場合には、助言・提案を行うとともに、被監査部門による改善状況をフォローアップ監査により確認しております。

なお、内部監査室、監査役会及び会計監査人は相互に緊密な連携を取り、それぞれの監査に必要な情報の共有を図っております。

#### 会計監査の状況

##### イ．監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

##### ロ．継続監査期間

2019年（2020年2月期）以降

##### ハ．業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 本間 洋一

指定有限責任社員 業務執行社員 齋藤 哲

##### ニ．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 9名

その他 8名



ホ．監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会は、会計監査人の独立性及び専門性、当社の事業規模や経営環境、業績等を勘案した会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する品質管理体制等を総合的に勘案して、会計監査人の選任、解任、再任の審議を行っており、審議の結果、太陽有限責任監査法人が当社の会計監査人として適任であると判断し、選任しております。

なお、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会は会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

ヘ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、日本監査役協会等が示す会計監査人の評価基準を参考に、同法人の独立性、品質管理体制、専門性の有無、監査報酬、監査実績等の状況を踏まえ、総合的に評価しております。

ト．監査法人の異動

当社の監査法人は以下のとおり異動しております。

前々事業年度	有限責任監査法人トーマツ
前事業年度	太陽有限責任監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は以下のとおりであります。

a．異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

太陽有限責任監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

有限責任監査法人トーマツ

b．異動の年月日

2019年5月29日（第5回定時株主総会開催日）

c．退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日

2018年5月30日

d．退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

e．異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、2019年5月29日開催の第5回定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。当社は、2014年の設立以来、有限責任監査法人トーマツを継続的に会計監査人として選任しており、良好な関係を築いてまいりましたが、今般、監査役会は、有限責任監査法人トーマツによる監査継続年数等に鑑み、改めて会計監査人を検討することにいたしました。

これらの結果、監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人の専門性、独立性及び適切性を有しており、当社の事業規模や近年の当社の経営環境、業績等を勘案した会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する品質管理体制を備えていることから、総合的に判断したためであります。

f．上記eの理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

## 監査報酬の内容等

## イ．監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
43	-	42	-

## ロ．監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（イ．を除く）

（前事業年度）

該当事項はありません。

（当事業年度）

該当事項はありません。

## ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前事業年度）

該当事項はありません。

（当事業年度）

該当事項はありません。

## ニ．監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査証明業務に係る人員数、監査日数等を勘案した上で決定しております。

なお、監査公認会計士等の独立性を担保する観点から、監査報酬の額の決定に際しては監査役会の同意を得ております。

## ホ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

## (4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬限度額については、2020年5月27日開催の第6回定時株主総会において、取締役の報酬限度額として、年額800百万円以内（うち社外取締役分40百万円以内。ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない。定款で定める取締役の員数は10名以内とする。本有価証券報告書提出日現在は6名。）と決議されております。また、2018年5月30日開催の第4回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対し、当社の中期経営計画に基づく中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図り、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上述の取締役の報酬額とは別枠で、対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額として、年額300百万円以内（年100,000株を上限とし、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。その後、2021年5月28日開催の第7回定時株主総会において、報酬限度額を年額800百万円以内（年150,000株を上限とし、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない。）と改定することを決議されております。なお、定款で定める取締役の員数は10名以内であり、本有価証券報告書提出日現在の対象取締役は4名であります。

取締役の報酬等は、固定報酬である基本報酬（法人税法第34条第1項第1号に定める定期同額給与、以下、「定期同額給与」という。）と、譲渡制限付株式を対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式報酬（以下、「譲渡制限付株式報酬」という。）により構成されており、その支給割合は、固定報酬である基本報酬（定期同額給与）を60～70%、譲渡制限付株式報酬を40～30%の比率を目安としております。

取締役の報酬の算定方法については、経営人材の確保、短期的な業績目標の達成、中長期的な業績の向上及び企業価値を高めることを目的として、各取締役の役割や責任の大きさ等を勘案して算定しております。

- ・固定報酬である基本報酬（定期同額給与）については、前事業年度の業績等により算出した金額に基づき、中長期的な業績目標や貢献等を勘案し、毎年6月に確定しております。支給方法は、月次で現金により支給しております。
- ・譲渡制限付株式報酬については、譲渡制限期間（割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定めた期間。）の満了時点で譲渡制限が解除される仕組みとしており、譲渡制限を解除するまでの在籍期間に応じて費用計上しております。

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、原則として1年に3回以上開催される経営諮問委員会において取締役等が受ける報酬等の内容及びその決定方針等を踏まえたうえで、株主総会で承認された報酬限度額及び譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額の範囲内において、取締役会です承された方法により決定しております。

- ・固定報酬である基本報酬（定期同額給与）については、報酬限度額の範囲内で、2020年5月27日開催の取締役会において事前に経営諮問委員会に諮問することを条件に代表取締役社長 阿部義之に一任しております。
- ・譲渡制限付株式報酬については、報酬限度額の範囲内で、2020年6月17日開催の取締役会において譲渡制限付株式を対象取締役に対して付与する具体的な支給時期及び配分について決定し、当社取締役4名に対し、2020年7月14日に譲渡制限付株式の付与を行っており、その取引金額は300百万円であります。

取締役の報酬等に関する経営諮問委員会の活動は以下のとおりです。

開催日	活動内容
2020年6月8日	取締役の報酬額（基本報酬（定期同額給与）及び譲渡制限付株式報酬）について協議・答申
2020年10月12日	取締役の報酬に関する考え方について協議
2021年2月17日	取締役の報酬に関する考え方について協議

社外取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬（定期同額給与）のみで構成されております。

監査役の報酬限度額については、2019年5月29日開催の第5回定時株主総会において、年額30百万円以内（定款で定める監査役の員数は5名以内とする。本有価証券報告書提出日現在は3名。）と決議されており、当該報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

監査役及び社外監査役の報酬は、固定報酬である基本報酬（定期同額給与）のみで構成されております。

## 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	682	496	186	4
監査役 (社外監査役を除く)	14	14	-	1
社外取締役	16	16	-	2
社外監査役	10	10	-	2

(注) 上記の「譲渡制限付株式報酬」は、当事業年度に費用計上した額であります。

## 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の額(百万円)		報酬等の総額 (百万円)
			基本報酬	譲渡制限付株式報酬	
阿部 義之	取締役	提出会社	149	57	206
池平 謙太郎	取締役	提出会社	146	55	201
中村 公亮	取締役	提出会社	144	53	197

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの  
該当事項はありません。

## (5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方  
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式  
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式  
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの  
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの  
該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成した財務諸表のほか、第129条第2項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。

なお、本報告書の財務諸表の金額については、百万円未満を四捨五入して表示しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2020年3月1日から2021年2月28日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表について

当社は、日本基準及びIFRSにおいて「第5 経理の状況 1 財務諸表等（2）国際会計基準による財務諸表注記事項 2．作成の基礎」に記載のとおり、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しており、社外セミナーへの参加、各種専門書を定期購読し情報を収集することで、会計基準の変更等に的確に対応できる体制を整えております。

また、IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書等を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。

## 1【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	8,021	16,291
売掛金	4,834	5,750
仕掛品	405	588
その他	269	450
流動資産合計	13,529	23,079
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	321	452
その他(純額)	90	102
有形固定資産合計	1,411	1,554
無形固定資産		
のれん	13,444	12,501
その他	264	88
無形固定資産合計	13,708	12,589
投資その他の資産		
敷金	670	714
長期前払費用	192	300
繰延税金資産	587	923
その他	-	14
投資その他の資産合計	1,449	1,951
固定資産合計	15,568	15,094
資産合計	29,097	38,173

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
1年内返済予定の長期借入金	3 1,050	3 1,050
未払金	378	351
未払法人税等	1,862	3,039
未払消費税等	1,348	1,963
賞与引当金	1,173	1,557
資産除去債務	-	10
その他	1,023	1,068
流動負債合計	6,834	9,038
<b>固定負債</b>		
長期借入金	3 5,513	3 4,463
資産除去債務	101	138
その他	43	32
固定負債合計	5,657	4,633
負債合計	12,491	13,671
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	282	282
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	182	182
その他資本剰余金	7,523	7,861
資本剰余金合計	7,705	8,043
<b>利益剰余金</b>		
利益準備金	25	25
<b>その他利益剰余金</b>		
繰越利益剰余金	9,353	16,708
利益剰余金合計	9,378	16,733
自己株式	760	556
株主資本合計	16,605	24,502
新株予約権	1	0
純資産合計	16,606	24,502
負債純資産合計	29,097	38,173

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
売上高	32,917	42,828
売上原価	18,522	22,557
売上総利益	14,395	20,271
販売費及び一般管理費	7,246	7,625
営業利益	7,149	12,646
営業外収益		
未払配当金除斥益	-	2
営業外収益合計	-	2
営業外費用		
支払利息	41	36
支払手数料	5	-
ゴルフ会員権評価損	-	16
その他	1	0
営業外費用合計	47	52
経常利益	7,102	12,596
特別利益		
新株予約権戻入益	1	-
特別利益合計	1	-
税引前当期純利益	7,103	12,596
法人税、住民税及び事業税	2,381	3,819
法人税等調整額	288	336
法人税等合計	2,093	3,483
当期純利益	5,010	9,113



## 【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)		当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
労務費		17,154	93.5	21,689	95.4
経費		1,200	6.5	1,051	4.6
当期製造費用		18,354	100.0	22,740	100.0
期首仕掛品たな卸高		573		405	
合計		18,927		23,145	
期末仕掛品たな卸高		405		588	
売上原価		18,522		22,557	

## 原価計算の方法

原価計算の方法は、実際個別原価計算によって合理的に集計しております。

(注) 主な内訳は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
給与(百万円)	12,748	16,160

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	282	182	7,542	7,724	25	5,256	5,281	847	12,440
当期変動額									
剰余金の配当						913	913		913
当期純利益						5,010	5,010		5,010
自己株式の取得								304	304
自己株式の処分			19	19				391	372
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	19	19	-	4,097	4,097	87	4,165
当期末残高	282	182	7,523	7,705	25	9,353	9,378	760	16,605

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	2	12,442
当期変動額		
剰余金の配当		913
当期純利益		5,010
自己株式の取得		304
自己株式の処分		372
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1	1
当期変動額合計	1	4,164
当期末残高	1	16,606

当事業年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	282	182	7,523	7,705	25	9,353	9,378	760	16,605
当期変動額									
剰余金の配当						1,758	1,758		1,758
当期純利益						9,113	9,113		9,113
自己株式の取得								1	1
自己株式の処分			338	338				205	543
当期変動額合計	-	-	338	338	-	7,355	7,355	204	7,897
当期末残高	282	182	7,861	8,043	25	16,708	16,733	556	24,502

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	1	16,606
当期変動額		
剰余金の配当		1,758
当期純利益		9,113
自己株式の取得		1
自己株式の処分	1	542
当期変動額合計	1	7,896
当期末残高	0	24,502

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	7,103	12,596
減価償却費及びその他の償却費	243	284
のれん償却額	943	943
賞与引当金の増減額(は減少)	386	384
新株予約権戻入益	1	-
未払配当金除斥益	-	2
支払利息	41	36
支払手数料	5	-
ゴルフ会員権評価損	-	16
売上債権の増減額(は増加)	1,639	916
たな卸資産の増減額(は増加)	168	183
その他	1,670	1,002
小計	8,919	14,160
利息の支払額	42	37
法人税等の支払額	1,479	2,682
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>7,398</b>	<b>11,441</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	10	204
敷金の差入による支出	91	108
その他	6	52
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>107</b>	<b>364</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	1,050	1,050
自己株式の取得による支出	309	1
配当金の支払額	913	1,758
その他	24	1
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>2,248</b>	<b>2,810</b>
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	5,043	8,267
現金及び現金同等物の期首残高	2,985	8,028
現金及び現金同等物の期末残高	8,028	16,295

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

のれん 20年

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

収益は、物品の販売及びサービスの提供から受領する対価の公正価値から、値引、割戻及び売上関連の税金を控除した金額で測定しております。

サービスの提供

サービスの提供からの収益は、収益の額を信頼性をもって測定でき、その取引に関する経済的便益が企業に流入する可能性が高く、その取引の進捗度を報告期間の末日において信頼性をもって測定でき、その取引について発生した原価及び取引の完了に要する原価を、信頼性をもって測定可能な場合に認識しております。

当社における主なサービスの提供に関する収益認識の方針は以下のとおりであります。

・コンサルティングサービスの提供

主として顧客に成果物を引き渡した時点、又は契約に基づく期間における役務提供を完了した時点で収益を認識しております。

・ソフトウェア開発契約によるソフトウェアの提供

主として顧客に成果物を引き渡した時点、又は取引の進捗度を報告期間の末日において測定した時点で収益を認識しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

#### (1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

#### (2) 適用予定日

2023年2月期(予定)の期首から適用します。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

#### (1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

#### (2) 適用予定日

2023年2月期(予定)の期首から適用します。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であり

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下、「IAS第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下、「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2022年2月期の年度末から適用します。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2022年2月期の年度末から適用します。

- ・「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」（実務対応報告第41号 2021年1月28日 企業会計基準委員会）
- ・「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 2021年1月28日 企業会計基準委員会）
- ・「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 2021年1月28日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

2019年12月に成立した「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）により、「会社法」（平成17年法律第86号）第202条の2において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社が、取締役等の報酬等として株式の発行等をする場合には、金銭の払込み等を要しないことが新たに定められました。これを受けて、取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計処理及び開示を明らかにすることを目的として公表されたものです。

(2) 適用予定日

2021年3月1日以後に生じた取引から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

( 会計上の見積りの変更 )

( 耐用年数及び資産除去債務の見積りの変更 )

当事業年度において、賃借している一部の本社事務所について賃貸借契約満了後に退去するため、利用見込みのない固定資産の耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法に比べて当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ18百万円減少しております。

併せて、賃貸借契約に伴う原状回復費用として計上していた資産除去債務について、退去時に必要とされる原状回復費用に関する新たな情報の入手に伴い見積りの変更を行っております。なお、当該見積りの変更による当事業年度の損益に与える影響額は軽微であります。

( 追加情報 )

新型コロナウイルス感染症の収束時期の変動による影響は不確定要素があるものの、当事業年度末において、当社の業績に大きな影響は見られていないことから、当該感染症による影響は限定的であると仮定し、会計上の見積りに重要な影響は与えないものと判断しております。

( 貸借対照表関係 )

- 1 有形固定資産の減価償却累計額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 ( 2020年 2月29日 )	当事業年度 ( 2021年 2月28日 )
有形固定資産の減価償却累計額	165百万円	250百万円

2 偶発債務

訴訟等

当社は、フューチャー株式会社及びフューチャーアーキテクト株式会社(以下、「原告ら」という。)から、当社及び当社元従業員(原告ら及び当社の元従業員であるため、以下、「当該元従業員A」という。)に対して、2017年8月3日付で不正競争防止法等に基づく損害賠償請求等を求める民事訴訟を提起されました。当社の法律顧問の見解を踏まえたうえで、現時点で当社に対する請求が認められることは考えておりません。したがって、当該訴訟による損害賠償等に関して支払いが生じる可能性は低いため、当該引当金は計上しておりません。

なお、訴訟の内容及び請求金額は以下のとおりであります。

- (1) 訴訟の内容：不正競争防止法等に基づく差止め等及び損害賠償請求

- (2) 請求金額：合計 165百万円及び年5分の遅延損害金

当該元従業員Aと当社に対し、当該元従業員Aが営業機密を取得したこと等による損害として、当該元従業員Aと当社が連帯して、原告らそれぞれ55百万円及び年5分の遅延損害金。

当社に対し、当社が当該元従業員Aを採用したことにより、新たな従業員の雇い入れ、教育費用発生等による損害として、原告らそれぞれ28百万円及び年5分の遅延損害金。



3 財務制限条項

前事業年度（2020年2月29日）

当事業年度末における長期借入金5,513百万円、1年内返済予定の長期借入金1,050百万円については、借入先との金銭消費貸借契約において、原則として日本基準に基づく財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを確約しております。なお、当事業年度における以下の財務指標値は満たしております。

- (1) 各事業年度末における貸借対照表の純資産の部の合計金額を、直前の事業年度比75%、又は2017年2月期比75%のいずれか高い金額以上に維持すること。
- (2) 各事業年度における経常利益を2期連続で損失としないこと。

当事業年度（2021年2月28日）

当事業年度末における長期借入金4,463百万円、1年内返済予定の長期借入金1,050百万円については、借入先との金銭消費貸借契約において、原則として日本基準に基づく財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを確約しております。なお、当事業年度における以下の財務指標値は満たしております。

- (1) 各事業年度末における貸借対照表の純資産の部の合計金額を、直前の事業年度比75%、又は2017年2月期比75%のいずれか高い金額以上に維持すること。
- (2) 各事業年度における経常利益を2期連続で損失としないこと。

- 4 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当座貸越契約及び借入未実行残高は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
当座貸越契約の総額	550百万円	2,500百万円
借入実行残高	-	-
差引額	550	2,500

(損益計算書関係)

販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度22%、当事業年度21%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度78%、当事業年度79%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
給与	1,675百万円	1,909百万円
賞与引当金繰入額	70	209
採用費	1,375	1,201
減価償却費及びその他の償却費	191	203
のれん償却額	943	943

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 (株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末 (株)
発行済株式				
普通株式	15,541,141	-	-	15,541,141
合計	15,541,141	-	-	15,541,141
自己株式				
普通株式(注)1、2	343,228	90,484	147,417	286,295
合計	343,228	90,484	147,417	286,295

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加90,484株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加88,800株、譲渡制限付株式の無償取得による増加1,606株、単元未満株式の買取りによる増加78株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少147,417株は、譲渡制限付株式の付与による減少87,137株、新株予約権の権利行使による自己株式の処分による減少60,280株であります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高 (百万円)
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	第1回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	1
	合計		-	-	-	-	1

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月29日 定時株主総会	普通株式	456	30.00	2019年2月28日	2019年5月30日
2019年10月11日 取締役会	普通株式	457	30.00	2019年8月31日	2019年11月29日

## (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月27日 定時株主総会	普通株式	915	利益剰余金	60.00	2020年2月29日	2020年5月28日

当事業年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 (株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末 (株)
発行済株式				
普通株式	15,541,141	-	-	15,541,141
合計	15,541,141	-	-	15,541,141
自己株式				
普通株式(注)1、2	286,295	2,120	77,918	210,497
合計	286,295	2,120	77,918	210,497

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加2,120株は、譲渡制限付株式の無償取得による増加2,066株、単元未満株式の買取りによる増加54株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少77,918株は、譲渡制限付株式の付与による減少57,498株、新株予約権の権利行使による自己株式の処分による減少20,420株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高 (百万円)
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	第1回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	0
	合計		-	-	-	-	0

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月27日 定時株主総会	普通株式	915	60.00	2020年2月29日	2020年5月28日
2020年10月15日 取締役会	普通株式	843	55.00	2020年8月31日	2020年11月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月28日 定時株主総会	普通株式	1,763	利益剰余金	115.00	2021年2月28日	2021年5月31日

## (キャッシュ・フロー計算書関係)

## 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
現金及び預金	8,021百万円	16,291百万円
流動資産「その他」(預け金)	7	4
現金及び現金同等物	8,028	16,295

## (リース取引関係)

## 1. ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
1年内	531	550
1年超	1,276	726
合計	1,807	1,276

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。長期借入金は、複数の金融機関からのシンジケートローン契約による借入によるものであります。なお、当社はデリバティブ取引を行っておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、本社事務所の賃貸借契約によるものであり、賃貸主の信用リスクに晒されております。

未払金、未払法人税等及び未払消費税等は、全て1年以内の支払期日であります。

長期借入金については、資金調達に係る流動性リスクと金利の変動リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

信用リスクは、顧客が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社に財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社は、受注管理規程等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し、管理しております。

当社の債権は、広範囲の産業や地域に広がる多数の取引先に対するものであります。

なお、当社は、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成、更新するとともに、手許流動性の維持などにより資金調達に係る流動性リスクを管理しております。

金利変動リスクの管理

当社は、金利変動リスクを軽減するため、担当部署による市場動向等のモニタリングを行っております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

前事業年度（2020年2月29日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	8,021	8,021	-
(2) 売掛金	4,834	4,834	-
(3) 敷金	670	670	-
資産計	13,525	13,525	-
(1) 未払金	378	378	-
(2) 未払法人税等	1,862	1,862	-
(3) 未払消費税等	1,348	1,348	-
(4) 長期借入金	6,563	6,563	-
負債計	10,151	10,151	-

当事業年度（2021年2月28日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	16,291	16,291	-
(2) 売掛金	5,750	5,750	-
(3) 敷金	714	714	-
資産計	22,755	22,755	-
(1) 未払金	351	351	-
(2) 未払法人税等	3,039	3,039	-
(3) 未払消費税等	1,963	1,963	-
(4) 長期借入金	5,513	5,513	-
負債計	10,866	10,866	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

## (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 敷金

敷金の時価については、賃貸借契約の終了期間を考慮した敷金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。なお、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

## (1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (4) 長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利のため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2020年2月29日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	8,021	-	-	-
売掛金	4,834	-	-	-
敷金	514	156	-	-
合計	13,369	156	-	-

当事業年度（2021年2月28日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	16,291	-	-	-
売掛金	5,750	-	-	-
敷金	-	714	-	-
合計	22,041	714	-	-

## 3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2020年2月29日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,313
合計	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,313

当事業年度（2021年2月28日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	263
合計	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	263

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権
決議年月日	2015年2月27日
付与対象者の区分及び人数 (新株予約権取得時の区分及び人数に基づいております。)	当社取締役 1名 当社執行役員 4名 当社従業員 8名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1、3、4、5、6	普通株式 28,800株
付与日	2015年2月27日
権利確定条件	(注)2、3
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2017年3月1日～2023年2月28日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。
  - (1) 新株予約権者は、本新株予約権の行使の時点において、当社を退職等(新株予約権者が死亡したことにより当社の取締役、執行役員又は従業員の地位を失った場合を含む。)していない場合に限り本新株予約権を行使できる。ただし、当社の取締役会で認める場合はこの限りではない。
  - (2) 新株予約権者が、当社の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、若しくは就任することを承諾した場合又は当社の事業と直接的若しくは間接的に競合する事業を営んだ場合、新株予約権者は本新株予約権を行使できない。
  - (3) 新株予約権者に法令又は当社の社内規程に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権者は新株予約権を行使できない。
  - (4) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使できない。
  - (5) 新株予約権の1個を分割して行使することはできない。
  - (6) その他の新株予約権の行使の条件は、当社の取締役会の決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
3. 上記、(注)2. 新株予約権の行使条件 (6) その他の新株予約権の行使の条件に記載のとおり、当社及び新株予約権者との間で以下の内容について、新株予約権割当契約を締結しております。
  - (1) ベスティング  
2018年2月期において第2回新株予約権は、全てベスティングされました。
  - (2) 本新株予約権の行使に関する制限  
新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間の合計額が12百万円を超えないように、その保有する本新株予約権を行使しなければならない。ただし、当該金額は、租税特別措置法第29条の2第1項第2号に定める金額が改正された場合には、当該改正を含む改正租税特別措置法の施行日に当該改定後の金額に変更されるものとする。
4. 2016年4月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。
5. 行使ができないため、第2回新株予約権の権利確定前2,425個(株式の種類別のストック・オプションの数48,500株)、権利確定後808個(株式の種類別のストック・オプションの数16,160株)合計3,233個(株式の種類別のストック・オプションの数64,660株)は減少しております。
6. 行使により、第2回新株予約権の権利確定後10,523個(株式の種類別のストック・オプションの数210,460株)は減少しております。



(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2021年2月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	-
付与	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前事業年度末	41,740
権利確定	-
権利行使	12,940
未行使残	28,800

単価情報

	第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	445
行使時平均株価 (円)	11,040
付与日における公正な評価単価 (円)	-

3. ストック・オプションの権利行使価格

2016年4月1日付で行った株式分割により、権利行使価格を調整しております。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、付与日において当社が未公開企業であるため本源的価値によっております。また、本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウントキャッシュフロー法（DCF法）を採用しております。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 605百万円

(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 146百万円

## (追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下、「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

## 1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

## (1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

	第1回新株予約権
決議年月日	2015年2月27日
付与対象者の区分及び人数 (新株予約権取得時の区分及び人数に基づいております。)	当社取締役 1名 当社執行役員 4名 当社従業員 8名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1、3、4、5、6	普通株式 12,080株
付与日	2015年2月27日
権利確定条件	(注)2、3
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2015年3月1日～2023年2月28日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、本新株予約権の行使の時点において、当社を退職等(新株予約権者が死亡したことにより当社の取締役、執行役員又は従業員の地位を失った場合を含む。)していない場合に限り本新株予約権を行使できる。ただし、当社の取締役会で認める場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が、当社の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、若しくは就任することを承諾した場合又は当社の事業と直接的若しくは間接的に競合する事業を営んだ場合、新株予約権者は本新株予約権を行使できない。
- (3) 新株予約権者に法令又は当社の社内規程に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権者は新株予約権を行使できない。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使できない。
- (5) 新株予約権の1個を分割して行使することはできない。
- (6) その他の新株予約権の行使の条件は、当社の取締役会の決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3. 上記、(注)2. 新株予約権の行使条件 (6) その他の新株予約権の行使の条件に記載のとおり、当社及び新株予約権者との間で新株予約権割当契約を締結しております。なお、2020年2月期において第1回新株予約権に係るベスティングについては、全てベスティングされました。

4. 2016年4月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

5. 行使ができないため、第1回新株予約権の権利確定前3,072個(株式の種類別のストック・オプションの数61,440株)、権利確定後518個(株式の種類別のストック・オプションの数10,360株)合計3,590個(株式の種類別のストック・オプションの数71,800株)は減少しております。

6. 行使により、第1回新株予約権の権利確定後4,386個(株式の種類別のストック・オプションの数87,720株)は減少しております。

(2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動状況

当事業年度(2021年2月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	-
付与	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前事業年度末	19,560
権利確定	-
権利行使	7,480
未行使残	12,080

単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格 (円)	445
行使時平均株価 (円)	14,845

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。又は、新株予約権が行使され、自己株式を処分するときは、処分した自己株式から当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を控除し、その差額を資本剰余金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効等したときは、当該失効等に対応する額を失効等が確定した会計期間の利益として処理しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
繰延税金資産		
賞与引当金	359百万円	477百万円
賞与引当金に係る未払社会保険料	44	55
未払事業税	135	203
未払地代家賃	2	-
資産除去債務	31	45
株式報酬費用	64	157
その他	46	35
繰延税金資産計	681	972
繰延税金負債		
企業結合によって識別された無形固定資産	70	14
資産除去債務に対応する除去費用	22	33
その他	2	2
繰延税金負債計	94	49
繰延税金資産及び負債の純額	587	923

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		0.2
住民税均等割		0.0
のれん償却額		2.3
賃上げ・生産性向上のための税制による税額控除		5.0
その他		0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率		27.7

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社事務所等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借開始より14年～15年と見積り、割引率は0.256%～0.953%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
期首残高	100百万円	101百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	46
時の経過による調整額	1	1
見積りの変更による減少額	-	0
期末残高	101	148

(4) 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当事業年度において、賃貸借契約に伴う原状回復費用として計上していた資産除去債務について、退去時に必要とされる原状回復費用に関する新たな情報の入手に伴い見積りの変更を行っております。

なお、当該見積りの変更による当事業年度の損益に与える影響額は軽微であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社が提供している製品及びサービスは、多種多様なコンサルティングサービスであり、且つ、類似していることから、製品及びサービスごとに区分することが困難であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高
A社	3,819

(注) 1. 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

2. 顧客との各種契約において秘密保持条項が規定されているため、社名の公表は控えさせていただきます。

当事業年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

1．製品及びサービスごとの情報

当社が提供している製品及びサービスは、多種多様なコンサルティングサービスであり、且つ、類似していることから、製品及びサービスごとに区分することが困難であるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等  
該当事項はありません。

(2) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等  
該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等  
前事業年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	阿部 義之	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 0.5 (注) 3	譲渡制限付株式の付与	譲渡制限付株式の付与 (注) 2	62 (注) 2	-	-
役員	池平 謙太郎	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 0.6 (注) 3	新株予約権の行使	新株予約権の行使 (注) 1	17 (注) 1	-	-
						譲渡制限付株式の付与	譲渡制限付株式の付与 (注) 2	60 (注) 2	-	-
役員	中村 公亮	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 0.6 (注) 3	譲渡制限付株式の付与	譲渡制限付株式の付与 (注) 2	58 (注) 2	-	-
役員	関口 諭	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 0.2 (注) 3	譲渡制限付株式の付与	譲渡制限付株式の付与 (注) 2	25 (注) 2	-	-

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

2015年2月27日開催の臨時株主総会の決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

2018年5月30日開催の第4回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権としての報酬額について決議されており、具体的な支給時期及び配分については、取締役会の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、2019年6月19日開催の取締役会において決定しております。

3. 議決権等の所有（被所有）割合は、当事業年度末現在のもを記載しております。

当事業年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	阿部 義之	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 0.5 (注) 2	譲渡制限付株式の付与	譲渡制限付株式の付与 (注) 1	93 (注) 1	-	-
役員	池平 謙太郎	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 0.7 (注) 2	譲渡制限付株式の付与	譲渡制限付株式の付与 (注) 1	90 (注) 1	-	-
役員	中村 公亮	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 0.6 (注) 2	譲渡制限付株式の付与	譲渡制限付株式の付与 (注) 1	87 (注) 1	-	-
役員	関口 諭	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 0.2 (注) 2	譲渡制限付株式の付与	譲渡制限付株式の付与 (注) 1	30 (注) 1	-	-

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

2018年5月30日開催の第4回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権としての報酬額について決議されており、具体的な支給時期及び配分については、取締役会の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、2020年6月17日開催の取締役会において決定しております。

2. 議決権等の所有（被所有）割合は、当事業年度末現在のものを記載しております。



## ( 1 株当たり情報 )

	前事業年度 (自 2019年 3月 1日 至 2020年 2月29日)	当事業年度 (自 2020年 3月 1日 至 2021年 2月28日)
1株当たり純資産額	1,088.56円	1,598.34円
1株当たり当期純利益	329.81円	595.63円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	327.95円	593.71円

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年 3月 1日 至 2020年 2月29日)	当事業年度 (自 2020年 3月 1日 至 2021年 2月28日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	5,010	9,113
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	5,010	9,113
期中平均株式数(株)	15,193,089	15,300,380
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	86,071	49,349
(うち新株予約権(株))	(86,071)	(49,349)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2020年 2月29日)	当事業年度 (2021年 2月28日)
純資産の部の合計額(百万円)	16,606	24,502
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	1	0
(うち、新株予約権(百万円))	(1)	(0)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	16,605	24,502
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(株)	15,254,846	15,330,644

(重要な後発事象)  
(自己株式の取得)

当社は、2021年4月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、1株当たりの株主価値を高め、株主への利益還元を充実させるために、自己株式の取得を行います。

2. 取得に係る事項の内容

取得する株式の種類	当社普通株式
取得する株式の総数	40,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 0.26%)
株式の取得価額の総額	1,200百万円(上限)
取得する期間	2021年5月1日～2021年8月31日
取得方法	東京証券取引所における市場買付(証券会社による取引一任方式)

3. 自己株式の取得結果

上記決議に基づき、当社普通株式36,200株(取得価額1,200百万円)を取得し、2021年5月13日に当該決議に伴う自己株式の取得を終了いたしました。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	441	187	-	628	176	56	452
その他	135	44	3	176	74	32	102
有形固定資産計	576	231	3	804	250	88	554
無形固定資産							
のれん	18,553	-	-	18,553	6,052	943	12,501
その他	1,284	20	-	1,304	1,216	196	88
無形固定資産計	19,837	20	-	19,857	7,268	1,139	12,589
長期前払費用	192	373	265	300	-	-	300

(注) 当期増加額及び減少額のうち主なものは以下のとおりであります。

建物	本社事務所の改修工事による増加	187 百万円
長期前払費用	譲渡制限付株式の発行等による増加	373 百万円
長期前払費用	前払費用への振替等による減少	265 百万円

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	1,050	1,050	0.58	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	5,513	4,463	0.58	2023年～2026年
合計	6,563	5,513	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりあります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,050	1,050	1,050	1,050

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	1,173	1,557	1,173	-	1,557

## 【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

## (2)【国際会計基準による財務諸表】

## 【財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
<b>資産</b>			
流動資産			
現金及び現金同等物	7,27	8,028	16,295
売上債権及びその他の債権	8,27	4,901	5,801
たな卸資産	9	344	543
その他の金融資産	10,27	-	65
その他の流動資産	11	64	60
流動資産合計		13,337	22,764
非流動資産			
有形固定資産	12	939	2,027
のれん	13	19,187	19,187
無形資産	13	264	88
その他の金融資産	10,27	670	728
その他の非流動資産	11	-	9
繰延税金資産	15	844	1,200
非流動資産合計		21,904	23,239
資産合計		35,241	46,003
<b>負債及び資本</b>			
<b>負債</b>			
流動負債			
借入金	16,27	1,050	1,050
リース負債	25,27	308	733
その他の金融負債	16,27	245	221
未払法人所得税		1,862	3,039
引当金	18	-	10
その他の流動負債	17	4,519	5,600
流動負債合計		7,984	10,653
非流動負債			
借入金	16,27	5,463	4,428
リース負債	25,27	245	766
引当金	18	101	138
非流動負債合計		5,809	5,332
負債合計		13,793	15,985
<b>資本</b>			
資本金	19	282	282
資本剰余金	19	7,356	7,466
自己株式	19	760	556
利益剰余金		14,570	22,826
資本合計		21,448	30,018
負債及び資本合計		35,241	46,003

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
売上収益	21	32,978	42,873
売上原価		18,671	22,648
売上総利益		14,307	20,225
販売費及び一般管理費	22	6,269	6,676
その他の収益		-	2
その他の費用		0	-
営業利益		8,038	13,551
金融費用	23	62	74
税引前利益		7,976	13,477
法人所得税費用	15	2,064	3,463
当期利益		5,912	10,014
1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益(円)	24	389.09	654.54
希薄化後1株当たり当期利益(円)	24	386.90	652.43

【包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
当期利益		5,912	10,014
その他の包括利益		-	-
当期包括利益		5,912	10,014

## 【持分変動計算書】

前事業年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

（単位：百万円）

	注記	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	資本合計
2019年3月1日時点の残高	19	282	7,568	847	9,579	16,582
会計方針の変更		-	-	-	8	8
修正再表示後の残高		282	7,568	847	9,571	16,574
当期利益		-	-	-	5,912	5,912
その他の包括利益		-	-	-	-	-
当期包括利益合計		-	-	-	5,912	5,912
自己株式の取得	19	-	-	304	-	304
自己株式の処分	19	-	364	391	-	27
配当金	20	-	-	-	913	913
株式報酬費用	19,26	-	152	-	-	152
所有者との取引額合計		-	212	87	913	1,038
2020年2月29日時点の残高	19	282	7,356	760	14,570	21,448

当事業年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

（単位：百万円）

	注記	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	資本合計
2020年3月1日時点の残高	19	282	7,356	760	14,570	21,448
当期利益		-	-	-	10,014	10,014
その他の包括利益		-	-	-	-	-
当期包括利益合計		-	-	-	10,014	10,014
自己株式の取得		-	-	1	-	1
自己株式の処分	19	-	196	205	-	9
配当金	20	-	-	-	1,758	1,758
株式報酬費用	19,26	-	306	-	-	306
所有者との取引額合計		-	110	204	1,758	1,444
2021年2月28日時点の残高	19	282	7,466	556	22,826	30,018

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税引前利益		7,976	13,477
減価償却費及び償却費		817	989
株式報酬費用		152	306
金融費用		62	74
売上債権及びその他の債権の増減額(は増加)		1,396	900
たな卸資産の増減額(は増加)		74	199
その他の流動資産の増減額(は増加)		3	4
その他の金融負債の増減額(は減少)		51	2
その他の流動負債の増減額(は減少)		1,905	1,123
その他		5	11
小計		9,501	14,861
利息の支払額		46	44
法人所得税の支払額		1,479	2,682
営業活動によるキャッシュ・フロー		7,976	12,135
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有形固定資産の取得による支出		10	204
敷金の差入による支出		91	108
その他		6	52
投資活動によるキャッシュ・フロー		107	364
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
長期借入金の返済による支出	25	1,050	1,050
リース負債の返済による支出	25	581	704
自己株式の取得による支出		309	1
配当金の支払額		913	1,758
その他		27	9
財務活動によるキャッシュ・フロー		2,826	3,504
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		5,043	8,267
現金及び現金同等物の期首残高	7	2,985	8,028
現金及び現金同等物の期末残高	7	8,028	16,295



## 【注記事項】

### 1. 報告企業

株式会社ベイカレント・コンサルティング（以下、「当社」という。）は日本国に所在する企業であり、その登記されている本社は東京都港区に所在しております。当社の財務諸表は、2021年2月28日を期末日としております。

当社の事業内容は、注記「6. 事業セグメント」に記載しております。

### 2. 作成の基礎

#### (1) 国際会計基準に準拠している旨

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第1条の2の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第129条第2項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。

本財務諸表は、2021年5月28日に取締役会によって承認されております。

当社の子会社は、BAYCURRENT CONSULTING INDIA PRIVATE LIMITED（インド）の1社ですが、本財務諸表の開示対象事業年度において休眠会社であり、清算手続きを実施しております。そのため、単体財務諸表のみを作成しております。

#### (2) 測定の基礎

当社の財務諸表は、注記「3. 重要な会計方針」に記載のとおり、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

#### (3) 機能通貨及び表示通貨

当社の財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を四捨五入して表示しております。

### 3. 重要な会計方針

#### (1) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する持分金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値の純額を超過する場合は、財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに損益計算書において収益として計上しております。

仲介手数料、弁護士費用、デュー・デリジェンス費用等の、企業結合に関連して発生する取引コストは、発生時に費用処理しております。

被取得企業における識別可能な資産及び負債は、以下を除いて、取得日の公正価値で測定しております。

- ・繰延税金資産・負債及び従業員給付契約に関連する資産・負債
- ・被取得企業の株式に基づく報酬契約
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的に分類される資産又は処分グループ

(2) 外貨換算

外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、損益として認識しております。

(3) 金融商品

金融資産

イ．当初認識及び測定

当社は、金融資産について、損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社は、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

すべての金融資産は、損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件をとともに満たす場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定される金融資産に分類しております。

公正価値で測定される金融資産について、損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融商品を除き、個々の資本性金融商品ごとに、損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを当初認識時に指定し、当該指定を継続的に適用しております。

ロ．事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

a．償却原価により測定される金融資産

償却原価により測定される金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

b．公正価値により測定される金融資産

公正価値により測定される金融資産の公正価値の変動額は損益として認識しております。ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。

ハ．金融資産の認識の中止

当社は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効する、又は当社が金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社が、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識しております。

## 二．金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。当社は、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権等については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

信用リスクが著しく増加しているか否かは、金融資産が当初認識以降に債務不履行となるリスクの変化の有無に基づいて判断しています。債務不履行となるリスクの変化の有無を評価するにあたっては、以下を考慮しています。

- ・取引先の業績の悪化等による財政困難
- ・債権の著しい回収遅延
- ・外部信用機関による格付の著しい引下げ

金融商品の予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・顧客の経営成績の悪化による内部信用格付の格下げ
- ・期日経過情報
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

いずれの金融資産においても、その全部又は一部について回収ができない、又は回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行と判断し、信用減損金融資産として取り扱っています。また、金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合は、当該金額を金融資産の帳簿価額から直接減額（直接償却）しております。

### 金融負債

#### イ．当初認識及び測定

当社は、金融負債について、損益を通じて公正価値で測定される金融負債と償却原価で測定される金融負債のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定される金融負債については、直接帰属する取引コストを控除した金額で測定しております。

#### ロ．事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

##### a．損益を通じて公正価値で測定される金融負債

損益を通じて公正価値で測定される金融負債については、売買目的保有の金融負債と当初認識時に損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債を含んでおり、当初認識後公正価値で測定し、その変動については当期の損益として認識しております。

##### b．償却原価で測定される金融負債

償却原価で測定される金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の損益として認識しております。

#### ハ．金融負債の認識の中止

当社は、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

#### 金融資産及び金融負債の相殺表示

金融資産及び金融負債は、当社が残高を相殺する法的権利を現在有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しています。

#### 金融商品の公正価値

公正価値は、その価格が直接観察可能であるか、他の評価技法を用いて見積られるかにかかわらず、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格であります。当社は、資産又は負債の公正価値の見積りに関して、市場参加者が測定日において当該資産又は負債の価格付けにその特徴を考慮に入れる場合には、その特徴を考慮しております。

財務諸表における測定及び開示目的での公正価値は、IFRS第2号「株式に基づく報酬」の公正価値、IAS第2号「棚卸資産」の正味実現可能価額、及びIAS第36号「資産の減損」の使用価値のような公正価値と何らかの類似性はあるが公正価値ではない測定を除き、上記のように決定されています。

公正価値で測定される金融商品は、様々な評価技法やインプットを使用して算定しております。公正価値の測定に用いた評価技法へのインプットの観察可能性に応じて算定した公正価値を以下の3つのレベルに分類しております。

- ・レベル1：企業が測定日現在でアクセスできる同一の資産又は負債に関する活発な市場における無調整の相場価格
- ・レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産又は負債について直接又は間接に観察可能なインプットを使用して算出された公正価値
- ・レベル3：資産又は負債に関する観察可能でないインプットを含む評価技法から算出された公正価値

#### (4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

#### (5) たな卸資産

たな卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する原価の見積額及び販売に要するコストの見積額を控除した額であります。取得原価は、主として個別法に基づいて算定されており、現在の場所及び状態に至るまでに要したすべてのコストを含んでおります。

#### (6) 有形固定資産

有形固定資産の認識後の測定については原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用が含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 4～10年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各事業年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

## (7) のれん及び無形資産

### のれん

当社は、のれんを取得日時時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の公正価値の純額を控除した額として当初測定しております。

のれんの償却は行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。減損テストについては、以下の注記「3. 重要な会計方針 (9) 非金融資産の減損」をご参照ください。

のれんは財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。

### 無形資産

無形資産の認識後の測定については原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

顧客関連資産	7年
ソフトウェア	5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各事業年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

## (8) リース

当社は、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用権資産は、リース負債の当初測定の金額に、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しております。

当初認識後は、使用権資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。リース負債は、リース負債に係る金利、支払われたリース料及び該当する場合にはリース負債の見直し又はリースの条件変更を反映する金額で事後測定しております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は、損益計算書において認識しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料総額をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

(9) 非金融資産の減損

たな卸資産及び繰延税金資産を除く当社の非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社の全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に当該差額を損益として認識します。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額します。

のれんに関連する減損損失は戻入れしません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻入れます。

(10) 株式に基づく報酬

ストックオプション制度

当社は、持分決済型の株式に基づく報酬制度として、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として損益計算書において認識し、同額を財政状態計算書において資本の増加として認識しております。付与されたストック・オプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、ブラック・ショールズ・モデル等を用いて算定しております。また、条件については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

譲渡制限付株式報酬制度

譲渡制限付株式報酬は、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想される株式数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として損益計算書において認識し、同額を財政状態計算書において資本の増加として認識しております。付与された譲渡制限付株式の公正価値は、当社取締役会決議日の前営業日の当社普通株式の終値であります。また、条件については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

(11) 従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。賞与及び有給休暇費用については、当社従業員から過去に提供された労働の対価として支払う法的若しくは推定的な債務を負っており、信頼のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

(12) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社が、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

資産除去債務

資産除去債務には、当社が賃借している本社設備に対する原状回復義務に備え、将来支払うと見込まれる金額を計上しております。これら費用は、使用見込期間経過後に支払われると見込んでおりますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

(13) 収益

売上収益

当社は、IFRS第9号に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下の5ステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社における主なサービスの提供に関する収益認識の方針は以下のとおりであります。

・顧客に対する役務の提供（一定の期間）

役務の提供による収益は、顧客との契約に基づく期間にわたり役務を提供する義務を負っております。当該履行義務は契約期間にわたる役務の経過によって、充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される契約期間において、契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に向けての進捗度を合理的に測定できない場合には、役務に係る原価のうち回収可能と認められる範囲内で収益を認識しております。当該履行義務は、契約に定められた期間において顧客に役務を提供することによって充足されるため、収益は、原則として契約期間に応じて期間均等額、又は当該契約等に定められた金額で計上しております。なお、これらの支払は、契約に基づく期間における役務提供が完了した時点から概ね3ヶ月以内に支払を受けております。

・顧客に対する成果物の提供（一時点）

顧客に引き渡した成果物による収益は、成果物の支配が顧客に移転し、成果物を顧客が検収した時点で、顧客に成果物の法的所有権、物理的占有、成果物の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転することで、成果物に対する対価として支払を受ける権利を有するため、その時点で収益を認識しております。当該履行義務は、契約等に定められた金額に基づく成果物を顧客に提供するものであり、収益は、顧客が成果物を検収した時点で計上しております。なお、これらの支払は、顧客が成果物を検収した日の属する月から概ね3ヶ月以内に支払を受けております。

・ソフトウェア開発契約によるソフトウェアの提供（一定の期間）

ソフトウェア開発契約から得られる収益は、ソフトウェアの完成までに要する原価及びソフトウェア開発契約の進捗度を合理的に見積ることができ、かつ、契約に関連した経済的便益が当社に流入する可能性が高い場合には、進捗度に応じて収益を認識しております。そうでない場合には、ソフトウェア原価のうち回収可能と認められる範囲内でソフトウェア開発契約に係る収益を認識しております。当該履行義務は、契約等に定められた金額に基づくソフトウェアを顧客に提供するものであり、収益は、原則として進捗度に応じて計上しております。なお、これらの支払は、顧客がソフトウェアを検収した日の属する月から概ね3ヶ月以内に支払を受けております。

利息収益

利息収益は、実効金利法により認識しております。

(14) 法人所得税

税金費用は、当期税金及び繰延税金から構成されています。これらは、企業結合に関連するもの、直接資本の部又はその他の包括利益で認識される項目を除き、損益として認識しております。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局から還付が予想される金額で測定しております。税額の算定にあたって使用する税率、税法は、当社が事業活動を行い、課税対象となる損益を稼得する国において、事業年度末日までに制定又は実質的に制定されている税率及び税法に従っております。

繰延税金は、期末日における資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

- ・のれんの当初認識から生じる一時差異
- ・企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得（欠損金）にも影響を与えない取引によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異

繰延税金負債は原則としてすべての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は将来減算一時差異を使用できるだけの課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について認識されます。

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は毎期見積もられ、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識されます。

繰延税金資産及び負債は、期末日において制定されている、又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税率及び税法によって測定しております。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、相殺しております。

(15) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、当社の普通株主に帰属する当期損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しております。

(16) セグメント情報

報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっている事業セグメントを基礎に決定しております。事業セグメントは、他の事業セグメントとの取引を含む、収益を稼得し費用を発生させる事業活動の構成単位であります。

(17) 自己株式

自己株式は取得原価で評価され、資本から控除しております。当社の自己株式の購入、売却又は消却において利得又は損失は認識しておりません。なお、帳簿価額と売却時の対価との差額は資本として認識しております。

(18) 借入コスト

当社は、意図した使用又は販売が可能となるまでに相当の期間を必要とする資産、つまり、適格資産の取得、建設又は生成に直接起因する借入コストは、その資産が実質的に意図した使用又は販売を可能にするときまで、それらの資産の取得原価に加算しております。

それ以外の借入コストは、発生した会計期間に損益として認識しております。



#### 4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

IFRSに準拠した財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りと異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期の変動による影響は不確定要素があるものの、当事業年度末において、当社の業績に大きな影響は見られていないことから、当該感染症による影響は限定的であると仮定し、会計上の見積りに重要な影響は与えないものと判断しております。

経営者が行った財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりであります。

- (1) 収益認識（注記「3. 重要な会計方針（13）収益」）
- (2) 仕掛品の評価（注記「9. たな卸資産」）
- (3) のれん及び無形資産の減損（注記「13. のれん及び無形資産」）
- (4) 繰延税金資産の回収可能性（注記「15. 法人所得税」）
- (5) 引当金の会計処理と評価（注記「18. 引当金」）
- (6) 有給休暇に係る負債（注記「3. 重要な会計方針（11）従業員給付」）
- (7) 株式報酬の測定（注記「3. 重要な会計方針（10）株式に基づく報酬」）
- (8) 偶発債務（注記「29. 偶発債務」）

#### （耐用年数及び資産除去債務の見積りの変更）

当事業年度において、賃借している一部の本社事務所について賃貸借契約満了後に退去するため、利用見込みのない固定資産の耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法に比べて当事業年度の営業利益及び税引前利益は、それぞれ18百万円減少しております。

併せて、賃貸借契約に伴う原状回復費用として計上していた資産除去債務について、退去時に必要とされる原状回復費用に関する新たな情報の入手に伴い見積りの変更を行っております。なお、当該見積りの変更による当事業年度の損益に与える影響額は軽微であります。

#### 5. 未適用の新基準

財務諸表の承認日までに公表されている基準書及び解釈指針の新設又は改訂のうち、当社に重要な影響を及ぼすものはありません。

#### 6. 事業セグメント

当社の事業内容は、「コンサルティング事業」の単一セグメントであります。そのサービス内容は、顧客のあらゆる経営課題を解決するためのコンサルティングサービスを提供しております。

#### (1) 製品及びサービスに関する情報

製品及びサービスごとの外部顧客に対する売上収益は、注記「21. 売上収益」に記載しております。

#### (2) 地域別に関する情報

前事業年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

外部顧客への売上収益

本邦以外の外部顧客への売上収益がないため、該当事項はありません。

非流動資産

本邦以外に所存している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

外部顧客への売上収益

本邦の外部顧客への売上収益が損益計算書の売上収益の大部分を占めるため、記載を省略しております。

非流動資産

本邦以外に所存している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

#### (3) 主要な顧客に関する情報

当社の損益計算書における売上収益の10%以上に該当する単一の外部顧客は、前事業年度において1社であり、当該顧客からの収益額は3,819百万円であります。なお、当事業年度においては、損益計算書における売上収益の10%以上を占める外部顧客がないため、記載を省略しております。また、当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

7. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
現金及び現金同等物		
現金及び預金	8,021	16,291
預け金	7	4
合計	8,028	16,295

8. 売上債権及びその他の債権

売上債権及びその他の債権の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
売掛金	2,844	3,708
契約資産	2,050	2,087
未収入金	7	6
合計	4,901	5,801

9. たな卸資産

たな卸資産の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
仕掛品 (注)	344	543
合計	344	543

(注) 主として顧客引渡し前の案件に係る、労務費、経費であります。費用として売上原価に計上したたな卸資産の金額は、前事業年度18,671百万円、当事業年度22,648百万円であり、評価減を実施したたな卸資産はありません。なお、負債の担保として差し入れているたな卸資産はありません。

10. その他の金融資産

その他の金融資産の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
その他の金融資産		
未収入金	-	65
敷金	670	714
その他	-	14
合計	670	793
流動資産	-	65
非流動資産	670	728
合計	670	793

11. その他の資産

その他の資産の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
その他の流動資産		
前払費用	38	48
前払金	8	-
長期前払費用	-	9
その他	18	12
合計	64	69
流動資産	64	60
非流動資産	-	9
合計	64	69

12. 有形固定資産

増減表

有形固定資産の帳簿価額の増減は以下のとおりであります。

なお、使用権資産については、財政状態計算書の有形固定資産に含めて表示しております。

取得原価

(単位：百万円)

	有形固定資産		使用権資産		合計
	建物及び 附属設備	工具、器具 及び備品	建物及び 附属設備	その他	
2019年3月1日	417	110	-	-	527
会計基準の変更による累積的 影響額	-	-	807	-	807
2019年3月1日	417	110	807	-	1,334
取得	24	5	295	54	378
科目振替	97	-	97	-	-
処分	-	34	-	-	34
2020年2月29日	344	81	1,199	54	1,678
取得	141	44	1,696	-	1,881
処分	-	3	674	-	677
2021年2月28日	485	122	2,221	54	2,882

## 減価償却累計額

(単位：百万円)

	有形固定資産		使用権資産		合計
	建物及び 附属設備	工具、器具 及び備品	建物及び 附属設備	その他	
2019年3月1日	90	61	-	-	151
減価償却費 (注)	30	15	574	3	622
科目振替	27	-	27	-	-
処分	-	34	-	-	34
2020年2月29日	93	42	601	3	739
減価償却費 (注)	39	21	722	11	793
処分	-	3	674	-	677
2021年2月28日	132	60	649	14	855

(注) 有形固定資産の減価償却費は、損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれておりません。

## 帳簿価額

(単位：百万円)

	有形固定資産		使用権資産		合計
	建物及び 附属設備	工具、器具 及び備品	建物及び 附属設備	その他	
2019年3月1日	327	49	-	-	376
会計基準の変更による累積的影響額	-	-	807	-	807
2019年3月1日	327	49	807	-	1,183
2020年2月29日	251	39	598	51	939
2021年2月28日	353	62	1,572	40	2,027

13. のれん及び無形資産

(1) 増減表

のれん及び無形資産の帳簿価額の増減は以下のとおりであります。

取得原価

(単位：百万円)

	のれん	無形資産			
		顧客関連資産	ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	合計
2019年3月1日	19,187	1,215	70	-	1,285
取得	-	-	10	-	10
処分	-	-	11	-	11
2020年2月29日	19,187	1,215	69	-	1,284
取得	-	-	6	14	20
2021年2月28日	19,187	1,215	75	14	1,304

償却累計額

(単位：百万円)

	のれん	無形資産			
		顧客関連資産	ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	合計
2019年3月1日	-	805	31	-	836
償却費 (注)	-	182	13	-	195
処分	-	-	11	-	11
2020年2月29日	-	987	33	-	1,020
償却費 (注)	-	182	14	-	196
2021年2月28日	-	1,169	47	-	1,216

(注) 無形資産の償却費は、損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれております。

帳簿価額

(単位：百万円)

	のれん	無形資産			
		顧客関連資産	ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	合計
2019年3月1日	19,187	410	39	-	449
2020年2月29日	19,187	228	36	-	264
2021年2月28日	19,187	46	28	14	88

(2) 資金生成単位グループへののれんの配分額

財政状態計算書に計上されているのれん19,187百万円は、当社の前身である旧株式会社ベイカレントコンサルティングの全ての株式を2014年6月6日に取得した際に発生したものであります。企業結合で生じたのれんは、唯一の事業セグメントであるコンサルティング事業を資金生成単位として、のれんを配分しております。なお、その資金生成単位グループの決定についての重要な判断は経営者が行っております。

(3) のれんの減損テスト

のれんは資金生成単位（又はそのグループ）で管理されており、毎期又は減損の兆候がある場合には随時、減損テストを実施しております。減損テストの回収可能価額は、使用価値に基づき算定しております。

のれんが配分された資金生成単位（又はそのグループ）の回収可能価額は、過去の経験に基づく保守的な見通しと外部からの情報を反映させて作成され、経営陣によって承認された最長で5年間の予測を基礎とする使用価値に基づき算定しております。

成長率は、当社の過去の実績及び業界の趨勢を勘案し、20.0%（前事業年度17.3%）となっており、当該5年間を超える期間においては、我が国の中長期経済成長率の見通しを勘案し、0.4%（前事業年度0.9%）を使用し見積もっております。なお、市場若しくは我が国の長期平均成長率を超過する成長率は用いておりません。

使用価値は、経営者が承認した翌事業年度の事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を、税引前割引率10.0%（前事業年度10.26%）により現在価値に割り引いて算定しております。

算定された使用価値は、資金生成単位（又はそのグループ）の帳簿価額を十分に上回っており、使用価値算定に用いた成長率及び長期平均成長率、税引前割引率について合理的な範囲で変動があった場合にも、使用価値が帳簿価額を下回る可能性は低いと考えております。

資金生成単位（又はそのグループ）で減損が発生する可能性は、以下のとおりであります。

前事業年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

仮に予測期間の成長率が 19.0%、それ以降の成長が0.9%となった場合。

当事業年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

仮に予測期間の成長率が 23.3%、それ以降の成長が0.4%となった場合。

14. リース

借手側

当社は、主として本社事務所を賃貸借契約によって建物及び附属設備をリースしております。賃貸借契約における主なリース期間は、3年であります。なお、重要な購入選択権、エスカレーション条項及びリース契約によって課された制限（配当、追加借入及び追加リースに関する制限等）はありません。一部の賃貸借契約においては、借手が行使可能な延長オプションが含まれております。延長オプションは、合理的に行使が確実になるまで、リース負債に含めておりません。契約しているがまだ開始していないリースは、本社事務所の建物及び附属設備のリースであり、このリース期間は約3年であります。

リースに係る損益の内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前事業年度 （自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）	当事業年度 （自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）
短期リース費用（注）	52	40
少額資産リース費用（注）	40	69

（注） 短期リース及び少額資産のリースについては、免除規定を適用し、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しております。

- ・使用権資産の増加額及び使用権資産に係る減価償却費は、注記「12. 有形固定資産」をご参照ください。
- ・リース負債に係る金利費用は、注記「23. 金融費用」をご参照ください。
- ・リースに係るキャッシュ・アウトフロ - の合計額は、注記「25. 財務活動に係る負債の変動」をご参照ください。
- ・リース負債の満期分析は、注記「27. 金融商品（4）流動性リスク管理」をご参照ください。

15. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳及び増減は以下のとおりであります。  
なお、繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異はありません。

前事業年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

（単位：百万円）

	2019年3月1日	会計方針の変更による累積的影響額	損益を通じて認識	2020年2月29日
<b>繰延税金資産</b>				
未払賞与	276	-	127	403
未払事業税	61	-	74	135
未払地代家賃	7	-	5	2
未払有給休暇費用	233	-	30	263
株式報酬費用	17	-	47	64
その他	87	-	14	73
合計	681	-	259	940
<b>繰延税金負債</b>				
企業結合により識別された無形資産	126	-	56	70
借入コスト	20	-	5	15
その他	-	8	3	11
合計	146	8	58	96

当事業年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

（単位：百万円）

	2020年3月1日	損益を通じて認識	2021年2月28日
<b>繰延税金資産</b>			
未払賞与	403	129	532
未払事業税	135	68	203
未払地代家賃	2	2	-
未払有給休暇費用	263	15	278
株式報酬費用	64	92	156
その他	73	6	67
合計	940	296	1,236
<b>繰延税金負債</b>			
企業結合により識別された無形資産	70	56	14
借入コスト	15	4	11
その他	11	0	11
合計	96	60	36

## (2) 法人所得税費用

法人所得税費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
当期税金費用	2,381	3,819
繰延税金費用	317	356
合計	2,064	3,463

## (3) 実効税率の調整

実効税率の調整の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
	(%)	(%)
法定実効税率	30.6	30.6
住民税均等割	0.0	0.0
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6	0.2
賃上げ・生産性向上のための税制による税額控除	5.1	4.7
その他	0.2	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担税率	25.9	25.7

当社は、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率は、前事業年度及び当事業年度においてそれぞれ30.6%であります。



## 16. 借入金及びその他の金融負債

## (1) 金融負債の内訳

借入金及びその他の金融負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)	平均利率	返済期間
			(%)	
1年内返済予定の長期借入金	1,050	1,050	0.58	
長期借入金	5,463	4,428	0.58	2023年～2026年
未払金	245	221		
合計	6,758	5,699		
流動負債	1,295	1,271		
非流動負債	5,463	4,428		
合計	6,758	5,699		

## (2) 財務制限条項

前事業年度(2020年2月29日)

当事業年度末における長期借入金5,463百万円、1年内返済予定の長期借入金1,050百万円については、借入先との金銭消費貸借契約において、原則として日本基準に基づく財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを確約しております。なお、当事業年度における以下の財務指標値は満たしております。

各事業年度末における貸借対照表の純資産の部の合計金額を、直前の事業年度比75%、又は2017年2月期比75%のいずれか高い金額以上に維持すること。

各事業年度における経常利益を2期連続で損失としないこと。

当事業年度(2021年2月28日)

当事業年度末における長期借入金4,428百万円、1年内返済予定の長期借入金1,050百万円については、借入先との金銭消費貸借契約において、原則として日本基準に基づく財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを確約しております。なお、当事業年度における以下の財務指標値は満たしております。

各事業年度末における貸借対照表の純資産の部の合計金額を、直前の事業年度比75%、又は2017年2月期比75%のいずれか高い金額以上に維持すること。

各事業年度における経常利益を2期連続で損失としないこと。

17. その他の流動負債

その他の流動負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
その他の流動負債		
未払費用	1,647	1,693
未払消費税等	1,348	1,963
未払賞与	1,173	1,557
契約負債	45	8
その他	306	379
合計	4,519	5,600

18. 引当金

引当金の内訳及び増減は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	資産除去債務	合計
2019年3月1日	100	100
割引計算の期間利息費用	1	1
2020年2月29日	101	101
期中増加額	46	46
割引計算の期間利息費用	1	1
2021年2月28日	148	148

引当金の財政状態計算書における内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
流動負債 (注)	-	10
非流動負債 (注)	101	138
合計	101	148

(注) 引当金は、賃借している本社設備に係る資産除去債務であります。

## 19. 資本及びその他の資本項目

## (1) 資本金及び資本剰余金

授權株式数、発行済株式数及び資本金等の残高は以下のとおりであります。

	授權株式数 (株)	発行済株式数 (株)	資本金 (百万円)	資本剰余金 (百万円)
2019年3月1日	26,000,000	15,541,141	282	7,568
株式報酬取引による増加	-	-	-	152
自己株式の処分による減少 (注) 2、3	-	-	-	364
2020年2月29日	26,000,000	15,541,141	282	7,356
株式報酬取引による増加	-	-	-	306
自己株式の処分による減少 (注) 4、5	-	-	-	196
2021年2月28日	26,000,000	15,541,141	282	7,466

(注) 1. 当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら限定のない無額面の普通株式であり、発行済株式は全額払込済となっております。

- 2019年6月19日開催の取締役会決議に基づき、2019年7月18日付で当社の取締役(社外取締役を除く)及び当社幹部社員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分(87,137株)を行い、この結果、資本剰余金が231百万円減少しております。
- 新株予約権の権利行使による自己株式の処分により、資本剰余金が133百万円減少しております。
- 2020年6月17日開催の取締役会決議に基づき、2020年7月14日付で当社の取締役(社外取締役を除く)及び当社幹部社員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分(57,498株)を行い、この結果、資本剰余金が151百万円減少しております。
- 新株予約権の権利行使による自己株式の処分により、資本剰余金が45百万円減少しております。

## (2) 資本剰余金の内容及び目的

## 資本準備金

日本における会社法では、株式の発行に際しての払込み又は給付に係る額の2分の1以上を資本金に組み入れ、資本金として計上しないこととした金額は資本準備金として計上することが規定されております。

## 資本金及び準備金減少差益

資本金及び資本準備金の取り崩しによって生じる剰余金であります。

## 新株予約権

当社はストック・オプション制度を採用しており、会社法に基づき新株予約権を発行しております。なお、契約条件及び金額等は、詳細は注記「26. 株式に基づく報酬」をご参照ください。

## (3) 自己株式

前事業年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

当社は、2019年1月11日開催の取締役会に基づき、自己株式の取得(取得期間2019年1月15日~2019年3月29日)を行いました。この結果、当事業年度において、単元未満株式の買取りによる取得等も含めて、自己株式が304百万円増加しております。

また、2019年6月19日開催の取締役会決議に基づき、2019年7月18日付で当社の取締役(社外取締役を除く)及び当社幹部社員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分(87,137株)を行いました。

なお、付与日の公正価値は、当社取締役会決議日の前営業日(2019年6月18日)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値(3,960円)であります。この結果、新株予約権の権利行使による自己株式の処分も含めて、自己株式が391百万円減少しております。

これらの結果、当事業年度末において、自己株式が760百万円(286,295株)となっております。

当事業年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

当社は、2020年6月17日開催の取締役会決議に基づき、2020年7月14日付で当社の取締役（社外取締役を除く）及び当社幹部社員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分（57,498株）を行いました。

なお、付与日の公正価値は、当社取締役会決議日の前営業日（2020年6月16日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値（9,290円）であります。この結果、新株予約権の権利行使による自己株式の処分も含めて、自己株式が205百万円減少しております。

これらの結果、当事業年度末において、自己株式が556百万円（210,497株）となっております。

## 20. 配当金

配当金の支払額は以下のとおりであります。

前事業年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

### (1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2019年5月29日 定時株主総会	普通株式	456	利益剰余金	30.00	2019年2月28日	2019年5月30日
2019年10月11日 取締役会	普通株式	457	利益剰余金	30.00	2019年8月31日	2019年11月29日

### (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2020年5月27日 定時株主総会	普通株式	915	利益剰余金	60.00	2020年2月29日	2020年5月28日

当事業年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

### (1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2020年5月27日 定時株主総会	普通株式	915	利益剰余金	60.00	2020年2月29日	2020年5月28日
2020年10月15日 取締役会	普通株式	843	利益剰余金	55.00	2020年8月31日	2020年11月30日

### (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2021年5月28日 定時株主総会	普通株式	1,763	利益剰余金	115.00	2021年2月28日	2021年5月31日

21. 売上収益

(1) 収益の分解

顧客との契約から生じる収益については、マネジメントの判断に基づく顧客の業種により分解しており、これらの分解した収益と売上収益との関連は、以下のとおりであります。なお、大多数の売上収益は、6ヶ月以内の一定の期間にわたり認識されるものであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
金融(銀行・証券・保険等)	11,192	12,424
情報通信・メディア・ハイテク	11,898	17,842
その他	9,888	12,607
合計	32,978	42,873

(2) 契約残高

契約残高の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度期首 (2019年3月1日)	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
顧客との契約から生じた債権			
売掛金 (注) 1	2,553	2,844	3,708
契約資産 (注) 2	946	2,050	2,087
合計	3,499	4,894	5,795
契約負債 (注) 3	152	45	8

(注) 1. 概ね3ヶ月以内に支払を受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

2. 前事業年度及び当事業年度において、過去の期間に充足(部分的に充足)した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

3. 前事業年度及び当事業年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、それぞれ152百万円及び45百万円であります。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(4) 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

償却期間が1年以内である場合には、実務上の便法を適用し、契約獲得の増分コストを発生時に費用として認識しております。

## 22. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
役員報酬	392	536
給与	1,685	1,913
賞与	458	486
法定福利費	193	219
採用費	1,375	1,201
減価償却費及び償却費	188	273
外注費	329	274
その他	1,649	1,774
合計	6,269	6,676

(注) 上記に加え、売上原価に含まれる労務費は、前事業年度17,432百万円、当事業年度21,583百万円であります。

## 23. 金融費用

金融費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
支払利息		
償却原価で測定される金融負債	57	49
リース負債に係る金利費用	4	9
引当金(資産除去債務)	1	1
その他	-	15
合計	62	74

## 24. 1株当たり利益

	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
当社の普通株主に帰属する当期利益(百万円)	5,912	10,014
当社の普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益(百万円)	5,912	10,014
当期利益調整額(百万円)	-	-
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益(百万円)	5,912	10,014
期中平均普通株式数(株)	15,193,089	15,300,380
普通株式増加数(株)	86,071	49,349
希薄化後の期中平均普通株式数(株)	15,279,160	15,349,729
基本的1株当たり当期利益(円)	389.09	654.54
希薄化後1株当たり当期利益(円)	386.90	652.43

## 25. 財務活動に係る負債の変動

財務活動に係る負債の変動は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	借入金 (流動及び非流動)	リース負債 (流動及び非流動)	合計
2019年3月1日	7,546	-	7,546
キャッシュ・フロー 非資金変動	1,050	581	1,631
取得 (注) 1、2	-	1,135	1,135
その他	17	1	16
2020年2月29日	6,513	553	7,066
キャッシュ・フロー 非資金変動	1,050	704	1,754
取得 (注) 1	-	1,649	1,649
その他	15	1	16
2021年2月28日	5,478	1,499	6,977

(注) 1. 主に本社事務所の賃貸契約等により計上した非資金取引である使用权資産に係る負債であります。

2. 取得には会計基準の変更による累積影響額782百万円を含めております。

## 26. 株式に基づく報酬

## (1) スtock・オプション制度

## 株式報酬制度の内容

2021年2月28日現在で、当社は以下の株式に基づく報酬契約を有しております。

当社は、Stock・オプション制度を採用しております。この制度の目的は、当社の業績及び企業価値向上に対する当社の取締役、執行役員及び従業員の意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材を確保することです。

当該Stock・オプションは、当社の株主総会において承認された内容に基づき、当社の取締役会決議により付与されております。当該Stock・オプションの行使期間は割当契約に定められた期間であり、その期間内に行使されない場合は失効します。

対象者に対して付与された当該Stock・オプションは、持分決済型株式報酬であります。当社が発行しているStock・オプションの内容は以下のとおりであります。

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
新株予約権の数(個)	604	1,440
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,080	28,800
付与日	2015年2月27日	2015年2月27日
権利行使期限	2023年2月28日	2023年2月28日
行使価格(円)	445	445
権利行使条件	(注)1、3	(注)2、3

## (注)1. 第1回新株予約権に係るベスティング

2020年2月期において第1回新株予約権は全てベスティングされました。

## 2. 第2回新株予約権に係るベスティング及び新株予約権の行使の条件

(1) 2018年2月期において第2回新株予約権は全てベスティングされました。

## (2) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間の合計額が12百万円を超えないように、その保有する本新株予約権を行使しなければならない。ただし、当該金額は、租税特別措置法第29条の2第1項第2号に定める金額が改正された場合には、当該改正を含む改正租税特別措置法の施行日に当該改定後の金額に変更されるものとする。

## 3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、本新株予約権の行使の時点において、当社を退職等(新株予約権者が死亡したことにより当社の取締役、執行役員又は従業員の地位を失った場合を含む。)していない場合に限り本新株予約権を行使できる。ただし、当社の取締役会で認める場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権者が、当社の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、若しくは就任することを承諾した場合又は当社の事業と直接的若しくは間接的に競合する事業を営んだ場合、新株予約権者は本新株予約権を行使できない。

(3) 新株予約権者に法令又は当社の社内規程に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権者は新株予約権を行使できない。

(4) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使できない。

(5) 新株予約権の1個を分割して行使することはできない。

(6) その他の新株予約権の行使の条件は、当社の取締役会の決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。



## ストック・オプションの変動状況

	第1回新株予約権		第2回新株予約権	
	株式数 (株)	加重平均 行使価格 (円)	株式数 (株)	加重平均 行使価格 (円)
権利確定前				
2019年3月1日	53,680	445	-	-
ベスティングされた株式 (注) 1	19,800	445	-	-
ベスティングされなかった株式 (注) 1	33,880	445	-	-
2020年2月29日	-	-	-	-
2021年2月28日	-	-	-	-
権利確定後				
2019年3月1日	17,720	445	84,060	445
権利が確定した株式	19,800	445	-	-
権利行使 (注) 2	17,960	445	42,320	445
2020年2月29日	19,560	445	41,740	445
権利行使 (注) 2	7,480	445	12,940	445
2021年2月28日	12,080	445	28,800	445
未行使残高				
2019年3月1日	17,720	445	84,060	445
期中増減	1,840	445	42,320	445
2020年2月29日	19,560	445	41,740	445
期中増減	7,480	445	12,940	445
2021年2月28日	12,080	445	28,800	445

(注) 1. 第1回新株予約権は、2019年5月31日の第4回目ベスティングにより、ベスティング数2,684個(新株予約権の目的となる株式の数53,680株)に対して、ベスティングされた本新株予約権の数は990個(新株予約権の目的となる株式の数19,800株)となりました。その結果、ベスティングされなかった本新株予約権の数は1,694個(新株予約権の目的となる株式の数33,880株)となりました。これにより、第1回新株予約権は、全てベスティングされました。

2. 2020年2月期に行使されたストック・オプションの権利行使時点の平均株価は、5,369円であります。  
2021年2月期に行使されたストック・オプションの権利行使時点の平均株価は、14,097円であります。

## (2) 譲渡制限付株式報酬制度

当社は、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図り、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）及び当社の幹部社員（対象取締役と総称して、以下、「対象取締役等」という。）を対象とする報酬制度として、譲渡制限付株式を割り当てる株式報酬制度を導入しており、対象取締役等は、原則として毎年、当社の取締役会決議に基づき、当社から支給された金銭報酬債権又は金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

また、当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、対象取締役等は、割当てを受けた当社の普通株式について、一定期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、一定の事由が生じた場合には、当社が当該普通株式を無償で取得すること、等が含まれております。

## 株式数と公正価値

付与日	付与数（株）	付与日の公正価値（円）
2018年6月26日（注）1	71,141	3,740
2019年6月19日（注）2	87,137	3,960
2020年6月17日（注）3	57,498	9,290

- （注）1．譲渡制限期間は、2018年7月25日から2021年7月25日までの期間であり、譲渡制限期間が満了した時点をもって、権利確定します。付与日の公正価値は、当社取締役会決議日の前営業日（2018年6月25日）の東京証券取引所マザーズにおける当社普通株式の終値であります。
- 2．譲渡制限期間は、2019年7月18日から2022年7月18日までの期間であり、譲渡制限期間が満了した時点をもって、権利確定します。付与日の公正価値は、当社取締役会決議日の前営業日（2019年6月18日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値であります。
- 3．譲渡制限期間は、2020年7月14日から2023年7月14日までの期間であり、譲渡制限期間が満了した時点をもって、権利確定します。付与日の公正価値は、当社取締役会決議日の前営業日（2020年6月16日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値であります。
- 4．譲渡制限期間中に、対象取締役等が、正当な理由により退任又は退職（以下、「退任等」という。）したと当社取締役会が認めた場合により退任等した場合には、当該退任等の直後の時点をもって、権利確定します。

## (3) 株式報酬費用

ストック・オプション制度及び譲渡制限付株式報酬制度に係る費用として損益計算書の販売費及び一般管理費に計上した金額は、前事業年度152百万円、当事業年度306百万円であります。

## 27. 金融商品

## (1) 資本管理

当社は、持続的な成長と負債と資本の最適化を通じて、企業価値を最大化することを目指して資本管理をしております。

当社は、借入残高のモニタリングをマネジメントが行っております。

なお、当社は、借入金（前事業年度末における長期借入金5,463百万円、1年内返済予定の長期借入金1,050百万円、当事業年度末における長期借入金4,428百万円、1年内返済予定の長期借入金1,050百万円）について、資本に関する規制を含む財務制限条項が付されており、前事業年度及び当事業年度において当該財務制限条項を遵守しております。当社が適用を受ける重要な資本規制は、注記「16. 借入金及びその他の金融負債」をご参照ください。

## (2) 財務上のリスク管理

当社は、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・金利リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。

なお、当社は為替リスク、株式市場リスクを考慮すべき金融商品の保有はなく、これらのリスクには晒されておられません。

## (3) 信用リスク管理

当社は、受注管理規程等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し、管理しております。

当社の債権は、広範囲の産業や地域に広がる多数の取引先に対するものであります。

なお、当社は、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有していません。

財務諸表に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、獲得した担保の評価額を考慮に入れない、当社の金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。

なお、当社において担保及び信用補完となるものは有していません。

当社では売上債権及びその他の債権、及びその他の金融資産（非流動）に区分して、貸倒引当金の金額を算定しております。

売上債権及びその他の債権については、常に全期間の予想信用損失と同額で貸倒引当金を計上しております。

その他の金融資産については、信用リスクが当初認識以降、著しく増加している場合は全期間の予想信用損失を個別に見積もって当該金融商品に係る貸倒引当金を計上しておりますが、当報告期間の末日において、信用リスクは著しく増加していないと判断し、12ヶ月の予想信用損失と同額で貸倒引当金を計上しております。

## 貸倒引当金

前事業年度及び当事業年度において貸倒引当金の変動に影響を与えるような総額での帳簿価額の著しい増減はありません。また、信用減損している金融資産及び信用リスクが当初認識以降に著しく増大した金融資産はありません。

貸倒引当金の増減は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	売上債権及びその他の債権	その他の金融資産	合計
	常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定される金融資産	12ヶ月の予想信用損失と等しい金額で計上されるもの	
2019年3月1日	-	-	-
2020年2月29日	-	-	-
2021年2月28日	-	-	-

## 期日経過情報

売上債権及びその他の債権に係る期日経過情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
期日経過日数		
30日以内(注)	131	16
30日超	-	-

(注) 当該債権は期日が超過しておりますが、減損しておりません。

## (4) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社が期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社は、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

金融負債の期日別残高は以下のとおりであります。

前事業年度(2020年2月29日)

(単位：百万円)

	帳簿価額	契約上の金額	1年以内	1年超 5年以内	5年超
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	6,513	6,563	1,050	4,200	1,313
未払金	245	245	245	-	-
リース負債	553	577	325	252	-
合計	7,311	7,385	1,620	4,452	1,313

当事業年度(2021年2月28日)

(単位：百万円)

	帳簿価額	契約上の金額	1年以内	1年超 5年以内	5年超
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	5,478	5,513	1,050	4,200	263
未払金	221	221	221	-	-
リース負債	1,499	1,510	725	785	-
合計	7,198	7,244	1,996	4,985	263

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

報告日現在におけるこれらの契約に基づく当座貸越契約総額と借入実行残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
当座貸越契約の総額	550	2,500
借入実行残高	-	-
差引額	550	2,500

(5) 金利リスク管理

当社は、事業活動の中でさまざまな金利変動リスクに晒されており、特に、金利の変動は借入コストに大きく影響します。

当社は、金利変動リスクを軽減するため、担当部署による市場動向等のモニタリングを行っております。

金利感応度分析

各報告期間の末日において、保有する金融商品について、金利が1%上昇した場合に、税引前利益及び資本に与える影響は以下のとおりであります。

ただし、本分析においては、その他の変動要因（残高、為替レート等）は一定であることを前提としております。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
税引前利益及び資本	71	60

(注) 上記の は、金利が1%上昇した場合、当社の税引前利益及び資本に与えるマイナスの影響額となり、金利が1%下降した場合は同額でプラスの影響となります。

(6) 金融商品の公正価値

公正価値

各報告期間の末日に公正価値で測定される金融商品の帳簿価額及び公正価値、並びに公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。

レベル1：企業が測定日現在でアクセスできる同一の資産又は負債に関する活発な市場における無調整の相場価格

レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産又は負債について直接又は間接に観察可能なインプットを使用して算出された公正価値

レベル3：資産又は負債に関する観察可能でないインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値ヒエラルキー

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識されます。前事業年度及び当事業年度において、公正価値レベル1とレベル2の間の重要な振替は行われておりません。

公正価値で測定されない金融商品

各報告期間の末日に経常的に公正価値で測定されないが、公正価値の開示が要求される金融商品については、当該金融商品の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値であるため、記載しておりません。

(7) 金融商品の帳簿価額

償却原価で測定される金融商品

各報告期間の末日に償却原価で測定される金融商品の帳簿価額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
	帳簿価額	帳簿価額
資産		
償却原価で測定される金融資産		
売上債権及びその他の債権	4,901	5,801
その他の金融資産(流動及び非流動)	670	782
合計	5,571	6,583
負債		
償却原価で測定される金融負債		
借入金(流動及び非流動)	6,513	5,478
その他の金融負債(流動)	245	221
合計	6,758	5,699

損益を通じて公正価値で測定される金融商品

各報告期間の末日に損益を通じて公正価値で測定される金融商品の帳簿価額については、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
	帳簿価額	帳簿価額
資産		
損益を通じて公正価値で測定される金融資産		
現金及び現金同等物	8,028	16,295
その他の金融資産(非流動)	-	11
合計	8,028	16,306

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品

各報告期間の末日にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品がないため、記載しておりません。

## 28. 関連当事者

## (1) 関連当事者との取引

前事業年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	阿部 義之	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 0.5 (注) 3	譲渡制限付株式の付与	譲渡制限付株式の付与 (注) 2	62 (注) 2	-	-
役員	池平 謙太郎	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 0.6 (注) 3	新株予約権の行使	新株予約権の行使 (注) 1	17 (注) 1	-	-
						譲渡制限付株式の付与	譲渡制限付株式の付与 (注) 2	60 (注) 2	-	-
役員	中村 公亮	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 0.6 (注) 3	譲渡制限付株式の付与	譲渡制限付株式の付与 (注) 2	58 (注) 2	-	-
役員	関口 諭	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 0.2 (注) 3	譲渡制限付株式の付与	譲渡制限付株式の付与 (注) 2	25 (注) 2	-	-

## (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

2015年2月27日開催の臨時株主総会の決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

2018年5月30日開催の第4回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権としての報酬額について決議されており、具体的な支給時期及び配分については、取締役会の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、2019年6月19日開催の取締役会において決定しております。

## 3. 議決権等の所有(被所有)割合は、当事業年度末現在のもを記載しております。

当事業年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	阿部 義之	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 0.5 (注) 2	譲渡制限付 株式の付与	譲渡制限付 株式の付与 (注) 1	93 (注) 1	-	-
役員	池平 謙太郎	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 0.7 (注) 2	譲渡制限付 株式の付与	譲渡制限付 株式の付与 (注) 1	90 (注) 1	-	-
役員	中村 公亮	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 0.6 (注) 2	譲渡制限付 株式の付与	譲渡制限付 株式の付与 (注) 1	87 (注) 1	-	-
役員	関口 諭	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 0.2 (注) 2	譲渡制限付 株式の付与	譲渡制限付 株式の付与 (注) 1	30 (注) 1	-	-

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

2018年5月30日開催の第4回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権としての報酬額について決議されており、具体的な支給時期及び配分については、取締役会の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、2020年6月17日開催の取締役会において決定しております。

2. 議決権等の所有（被所有）割合は、当事業年度末現在のもを記載しております。

(2) 主要な経営幹部に対する報酬

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
短期従業員給付	392	536
ストック・オプションに基づく報酬	0	-
譲渡制限付株式に基づく報酬	99	186
合計	491	722



## 29. 偶発債務

### 訴訟等

当社は、フューチャー株式会社及びフューチャーアーキテクト株式会社（以下、「原告ら」という。）から、当社及び当社元従業員（原告ら及び当社の元従業員であるため、以下、「当該元従業員A」という。）に対して、2017年8月3日付で不正競争防止法等に基づく損害賠償請求等を求める民事訴訟を提起されました。当社の法律顧問の見解を踏まえたうえで、現時点で当社に対する請求が認められることは考えておりません。したがって、当該訴訟による損害賠償等に関して支払いが生じる可能性は低いため、当該引当金は計上しておりません。

なお、訴訟の内容及び請求金額は以下のとおりであります。

(1) 訴訟の内容：不正競争防止法等に基づく差止め等及び損害賠償請求

(2) 請求金額：合計 165百万円及び年5分の遅延損害金

当該元従業員Aと当社に対し、当該元従業員Aが営業機密を取得したこと等による損害として、当該元従業員Aと当社が連帯して、原告らそれぞれ55百万円及び年5分の遅延損害金。

当社に対し、当社が当該元従業員Aを採用したことにより、新たな従業員の雇い入れ、教育費用発生等による損害として、原告らそれぞれ28百万円及び年5分の遅延損害金。

## 30. 後発事象

### 自己株式の取得

当社は、2021年4月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、1株当たりの株主価値を高め、株主への利益還元を充実させるために、自己株式の取得を行います。

(2) 取得に係る事項の内容

取得する株式の種類	当社普通株式
取得する株式の総数	40,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 0.26%）
株式の取得価額の総額	1,200百万円（上限）
取得する期間	2021年5月1日～2021年8月31日
取得方法	東京証券取引所における市場買付（証券会社による取引一任方式）

(3) 自己株式の取得結果

上記決議に基づき、当社普通株式36,200株（取得価額1,200百万円）を取得し、2021年5月13日に当該決議に伴う自己株式の取得を終了いたしました。

## (3) 【主な資産及び負債の内容】

## 流動資産

## イ．現金及び預金

区分	金額(百万円)
預金	
当座預金	3
普通預金	16,288
合計	16,291

## ロ．売掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
A社(注)	619
東日本電信電話株式会社	550
株式会社NTTドコモ	486
凸版印刷株式会社	268
日興システムソリューションズ株式会社	232
その他	3,595
合計	5,750

(注) 顧客との各種契約において秘密保持条項が規定されているため、社名の公表は控えさせていただきます。

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
4,834	47,098	46,182	5,750	88.9	41

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

## ハ．仕掛品

品目	金額(百万円)
労務費	581
経費	7
合計	588

## 流動負債

## イ．未払法人税等

区分	金額(百万円)
法人税	2,085
住民税	293
事業税	661
合計	3,039

## ロ．未払消費税等

区分	金額（百万円）
消費税及び地方消費税	1,963
合計	1,963

## (4) 【その他】

## 1 日本基準に基づく当事業年度における四半期情報等

（累計期間）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高（百万円）	9,985	19,708	30,457	42,828
税引前四半期（当期）純利益 （百万円）	2,741	4,934	8,396	12,596
四半期（当期）純利益 （百万円）	1,776	3,196	5,449	9,113
1株当たり四半期（当期） 純利益（円）	116.46	209.25	356.33	595.63

（会計期間）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 （円）	116.46	92.82	147.71	239.06

## 2 訴訟等

「第5 経理の状況 (1) 財務諸表 注記事項 貸借対照表関係 2 偶発債務」及び「第5 経理の状況 (2) 国際会計基準による財務諸表 注記事項 29. 偶発債務」をご参照ください。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎事業年度末日
剰余金の配当の基準日	8月31日 毎事業年度末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 公告掲載URL <a href="http://www.baycurrent.co.jp/">http://www.baycurrent.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、以下の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第6期）（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）2020年5月28日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年5月28日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第7期第1四半期）（自 2020年3月1日 至 2020年5月31日）2020年7月15日関東財務局長に提出

（第7期第2四半期）（自 2020年6月1日 至 2020年8月31日）2020年10月15日関東財務局長に提出

（第7期第3四半期）（自 2020年9月1日 至 2020年11月30日）2021年1月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2021年5月26日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2020年10月5日関東財務局長に提出

2020年5月29日提出の臨時報告書（株主総会における議決権行使の結果）に係る訂正報告書であります。

(6) 有価証券届出書（譲渡制限付株式の割当）及びその添付書類

2020年6月17日関東財務局長に提出

(7) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 2021年4月1日 至 2021年4月30日）2021年5月10日関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年5月28日

株式会社ベイカレント・コンサルティング

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本間 洋一	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋藤 哲	印
--------------------	-------	------	---

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ベイカレント・コンサルティングの2020年3月1日から2021年2月28日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ベイカレント・コンサルティングの2021年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。



## < 内部統制監査 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ペイカレント・コンサルティングの2021年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ペイカレント・コンサルティングが2021年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年5月28日

株式会社ベイカレント・コンサルティング

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

<u>指定有限責任社員 業務執行社員</u>	公認会計士	本間 洋一	印
----------------------------	-------	-------	---

<u>指定有限責任社員 業務執行社員</u>	公認会計士	齋藤 哲	印
----------------------------	-------	------	---

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ベイカレント・コンサルティングの2020年3月1日から2021年2月28日までの第7期事業年度の国際会計基準による財務諸表、すなわち、財政状態計算書、損益計算書、包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記事項について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第2項により規定された国際会計基準に準拠して、株式会社ベイカレント・コンサルティングの2021年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 財務諸表に対する意見を表明するために、会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。